

国、地方公共団体や 公共・公益法人等と消費税

- このパンフレットは令和元年9月30日までに終了する課税期間の国、地方公共団体、公共・公益法人等に
係る消費税の
 - 納税義務の特例 ■資産の譲渡等の時期の特例 ■仕入控除税額の特例 ■申告、納付期限の特例
などについて説明したものです。
 また、「平成26年4月1日前(消費税率6.3%への引上げ前)に借入金を財源として課税仕入れを行い、当該
借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算(P
22参照)」など、「国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税Q&A」も掲載しております。
 (平成31年4月1日現在適用されている法律に基づいて作成しています。)
- 令和元年10月1日から、消費税率は10%に引き上げられると同時に軽減税率制度が実施され、複数税率と
なります。詳しくは、60ページ及び61ページをご覧ください。さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホ
ームページの「消費税率等の引上げについて(令和元年10月1日～)」及び「消費税の軽減税率制度につい
て」をご覧ください。
- インターネット等を介して、国外から国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍・広告の配信等の
役務の提供及び国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等に係る役務の提供に係る消費税の課税
関係につきましては、国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」
に掲載している各種リーフレットやQ&Aをご覧ください。
- 消費税及び地方消費税の一般的な事柄につきましては、パンフレット『消費税のあらまし』をご覧ください(国
税庁ホームページからダウンロードできます。)
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
 ※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、税
務署での待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお
願いします。
- 国税庁ホームページでは、消費税に関する改正のお知らせや法令解釈通達、質疑応答事例などを掲載し
ています。また、申告や届出に必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

【 国税庁ホームページアドレスは www.nta.go.jp 】

e-Tax義務化について【令和2年4月1日～】

令和2年4月1日以後に開始する課税期間から、国及び地方公共団体が行う消費税等の申告は、e-Tax
により提出しなければなりません。また、公共・公益法人等についても、資本金の額又は出資金の額が1億
円を超える場合には、同様にe-Taxにより提出しなければなりません。

e-Tax義務化の概要

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、令和2年4月1日
以後に開始する事業年度(課税期間)から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類(消
費税等の申告の場合は、「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」など)を含めて、e-Tax
により提出しなければならないこととされました。

- 対象税目・手続は？
法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出
- 大法人とは？

法人税等	内国法人のうち、事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体

【 詳しくは、e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。 】

目次

I 国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例等

1	特例制度の概要	1
2	国、地方公共団体の会計単位による納税義務の特例	2
3	資産の譲渡等の時期の特例	3
(1)	資産の譲渡等の時期の原則	3
(2)	国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例	3
4	仕入控除税額の計算の特例	4
(1)	仕入控除税額の計算の原則	4
(2)	国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例	4
(3)	特例計算の対象となる事業者	4
(4)	特定収入の概要	6
(5)	補助金等（資産の譲渡等の対価以外の収入）の用途の特定方法	8
(6)	特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算	11
5	申告・納付期限の特例	14
(1)	国、地方公共団体の特別会計	14
(2)	公共・公益法人等	14
6	帳簿の記載事項及び保存	15

II 国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税Q & A

(問1)	免税期間における起債の償還元金に充てるための補助金等の用途の特定	16
(問2)	借換債の償還に充当した繰入金等	17
(問3)	繰越金	17
(問4)	繰越明許費	18
(問5)	地方自治法上の繰上充用	18
(問6)	借入金の利子の支払に使用することとされている補助金	19
(問7)	人件費に用途が特定されている補助金	19
(問8)	消費税の還付金	19
(問9)	公益法人等の申告単位	20
(問10)	一部事務組合への適用関係	20
(問11)	平成26年4月1日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合	22

III 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

(事例1)	課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	23
(事例2)	課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	32
1	個別対応方式を採用している場合	33
2	一括比例配分方式を採用している場合	44
(参考)	特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表1～5	53

参考① 消費税率等の引上げに関する経過措置等について 60

参考② 消費税の軽減税率制度の実施について 61

索引 62

- 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について
社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。
国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。

国 税 庁 の 使 命

納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現します。

I 国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例等

1 特例制度の概要

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としており、国、地方公共団体、公共・公益法人等も国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては、営利法人と同様に消費税の納税義務があります。しかしながら、国、地方公共団体、公共・公益法人等の事業活動は公共性が強いものであることから法令上各種の制約を受けたり、国又は地方公共団体等の財政的な援助を受けるなど、営利法人と比べ特殊な面が多いことから、消費税法上、特例が設けられています。

国、地方公共団体、公共・公益法人等に適用される特例

	適用される特例			
	会計単位 (P2)	資産の譲渡等 の時期 (P3)	仕入控除税額 の計算 (P4~P13)	申告(納付)期限 (P14)
国(一般会計)	○	○	課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす	申告義務なし
地方公共団体(一般会計)	○	○		
国(特別会計)	○	○	○	○
地方公共団体(特別会計)	○	○	○	○
消費税法別表第三に掲げる法人※	—	△(要承認)	○	△(要承認)
人格のない社団等	—	—	○	—

※ 次のものは、消費税法別表第三に掲げる法人とみなすこととされています。

①	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律に規定する法人である政党又は政治団体
②	地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体
③	建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合法人
④	特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人
⑤	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定するマンション建替組合及びマンション敷地売却組合
⑥	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業組合

2 国、地方公共団体の会計単位による納税義務の特例

消費税法においては、会社等の営利法人はもちろん、公共法人、公益法人等も法人ごとに納税義務者となり、また、人格のない社団等は法人とみなされ、団体を単位として納税義務者となります。

しかし、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業については、その行う事務の性質・内容が異なるため、一般会計又は個々の特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして消費税法の規定を適用することとなっています。

ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業であっても、「専らその特別会計を設ける国又は地方公共団体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」については、一般会計に係る業務として行う事業とみなされます(ここでいう「専ら」とは、その特別会計が行う資産の譲渡等の対価の合計額のうちにその特別会計が一般会計に対して行う資産の譲渡等の対価の合計額の占める割合が95%以上である場合をいいます)。

[参考] 納税義務の免除及び課税事業者の選択

国、地方公共団体、公共・公益法人等においても、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合には、消費税の納税義務が免除されますが(注)、選択により課税事業者となることができます。

例えば、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の下水道事業特別会計が設備投資を行った場合など、申告をすれば消費税が還付となる場合でも、課税事業者でないと消費税の申告をすることができませんので、申告をして消費税の還付を受けるためには、あらかじめ課税事業者になることを選択しておく必要があります。

(注)基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間)における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、当課税期間から課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

その他、納税義務の免除の特例について、詳しくはパンフレット「消費税のあらまし」をご覧ください(国税庁ホームページからダウンロードできます)。

届出の手続

▼ 課税事業者になることを選択しようとするとき

免税事業者の方が、課税事業者になることを選択しようとするときには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者になることができます。

この制度の適用を受けるためには、原則として、その適用を受けようとする課税期間の開始する日の前日までに、「消費税課税事業者選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

▼ 課税事業者を選択していた事業者が選択をやめようとするとき

「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となっている方が、免税事業者に戻ろうとするときには、免税事業者に戻ろうとする課税期間の開始する日の前日までに、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった方は、一定期間(原則として2年間)は「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出して免税事業者に戻ることはできません。

3 資産の譲渡等の時期の特例

(1) 資産の譲渡等の時期の原則

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時（又は特定課税仕入れをした時）に成立します。

この場合の「課税資産の譲渡等をした時」とは、原則として、①資産の譲渡については引渡しがあった日、②資産の貸付けについては使用料等の支払いを受けるべき日、③役務の提供については目的物の全部を完成して引き渡した日又は役務の提供の全部を完了した日、とすることとされています。

また、保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の納税義務は、課税貨物を保税地域から引き取る時に成立します。

(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例

■ 国、地方公共団体

国、地方公共団体の会計は、予算決算及び会計令又は地方自治法施行令の規定により、その歳入又は歳出の所属会計年度が定められており、これらの規定において、一定の収入又は支出については、発生年度を基準として年度経過後の一定の期間（出納整理期間）内の収入又は支出をその発生年度の決算に計上し、これにより得ないものについては、現金の収支の事実の属する会計年度の所属として整理するなど、一般の民間企業とは異なる会計処理が行われています。

このため、資産の譲渡等の時期の原則を国、地方公共団体に適用することは、国、地方公共団体の会計処理の実情と著しくかけ離れたものになります。

そこで、国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等については、次のような特例が設けられています。

区 分	歳入・歳出の会計年度所属区分の法令		特 例 の 内 容
	国	地方公共団体	
資産の譲渡等の時期	予算決算及び会計令第1条の2《歳入の会計年度所属区分》	地方自治法施行令第142条《歳入の会計年度所属区分》	左記法令の規定によりその対価を収納すべき会計年度の末日に行われたものとする事ができる。
課税仕入れ等の時期	予算決算及び会計令第2条《歳出の会計年度所属区分》	地方自治法施行令第143条《歳出の会計年度所属区分》	左記法令の規定によりその費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとする事ができる。

■ 公共・公益法人等

国又は地方公共団体に準ずる法人として納税地の所轄税務署長の承認を受けた公共・公益法人等についても、資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行った時期について、その対価を収納すべき又は費用の支払をすべき課税期間の末日に行われたものとする事ができます。

ただし、承認を受けることができるのは、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、法令又はその法人の定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める会計処理の方法が、国又は地方公共団体の会計処理の方法に準じて、収入・支出の所属会計年度について発生主義以外の特別な会計処理により行うこととされている法人です。

4 仕入控除税額の計算の特例

(1) 仕入控除税額の計算の原則

消費税の納付税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る税額（仕入控除税額）を控除して算出します。

(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例

国、地方公共団体、公共・公益法人等は、本来、市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、通常は租税、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入を恒常的な財源としている実態にあります。

このような対価性のない収入によって賄われる課税仕入れ等は、課税売上げのコストを構成しない、いわば最終消費的な性格を持つものと考えられます。

また、消費税法における仕入税額控除制度は、税の累積を排除するためのものですから、対価性のない収入を原資とする課税仕入れ等に係る税額を課税売上げに係る消費税の額から控除することは合理性がありません。

そこで、国、地方公共団体、公共・公益法人等については、通常の方法により計算される仕入控除税額について調整を行い、補助金等の対価性のない収入（**特定収入**（P 6 参照））により賄われる課税仕入れ等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外することとしています。

(3) 特例計算の対象となる事業者

特例計算の対象となる事業者は、次のとおりです。

対象となる事業者	
①	国の特別会計
②	地方公共団体の特別会計
③	消費税法別表第三に掲げる法人
④	人格のない社団等

ただし、次に掲げる場合には、仕入控除税額の調整を行う必要はありません。

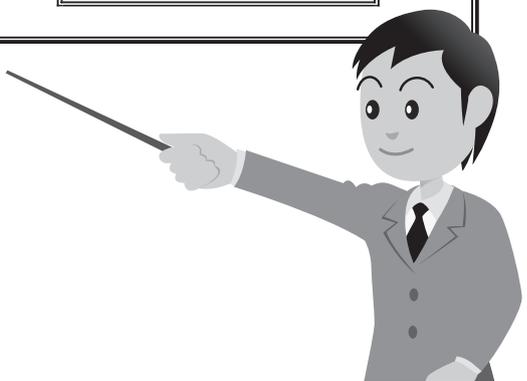
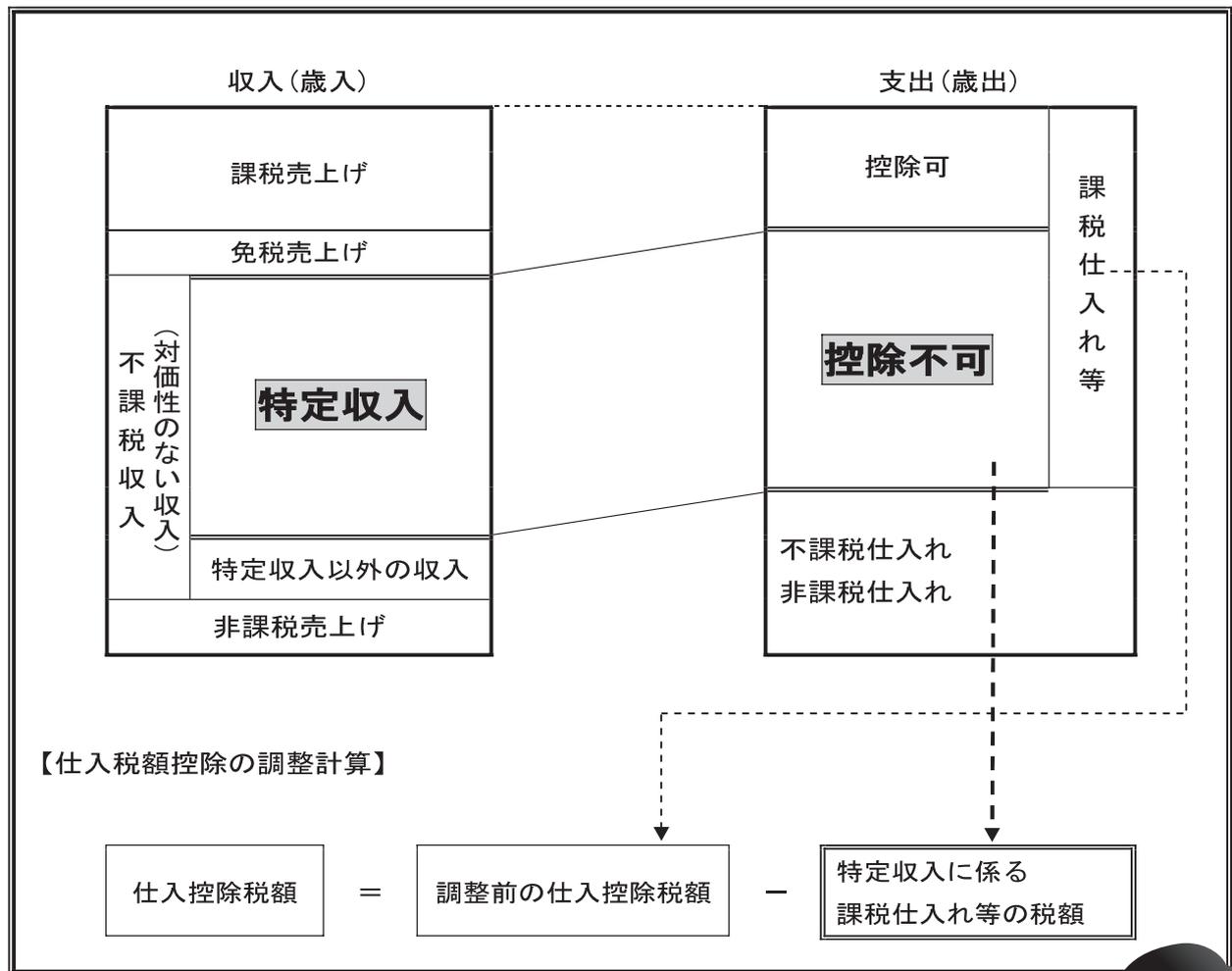
調整を行う必要がない場合	
①	その課税期間の仕入控除税額を簡易課税制度を適用して計算する場合
②	その課税期間における 特定収入割合 が <u>5%以下</u> である場合

なお、**特定収入割合**とは、その課税期間において、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額※} + \text{特定収入の合計額}}$$

※ 資産の譲渡等の対価の額の合計額＝課税売上高(税抜き)＋免税売上高＋非課税売上高＋国外売上高

〔仕入控除税額の計算の特例のイメージ〕



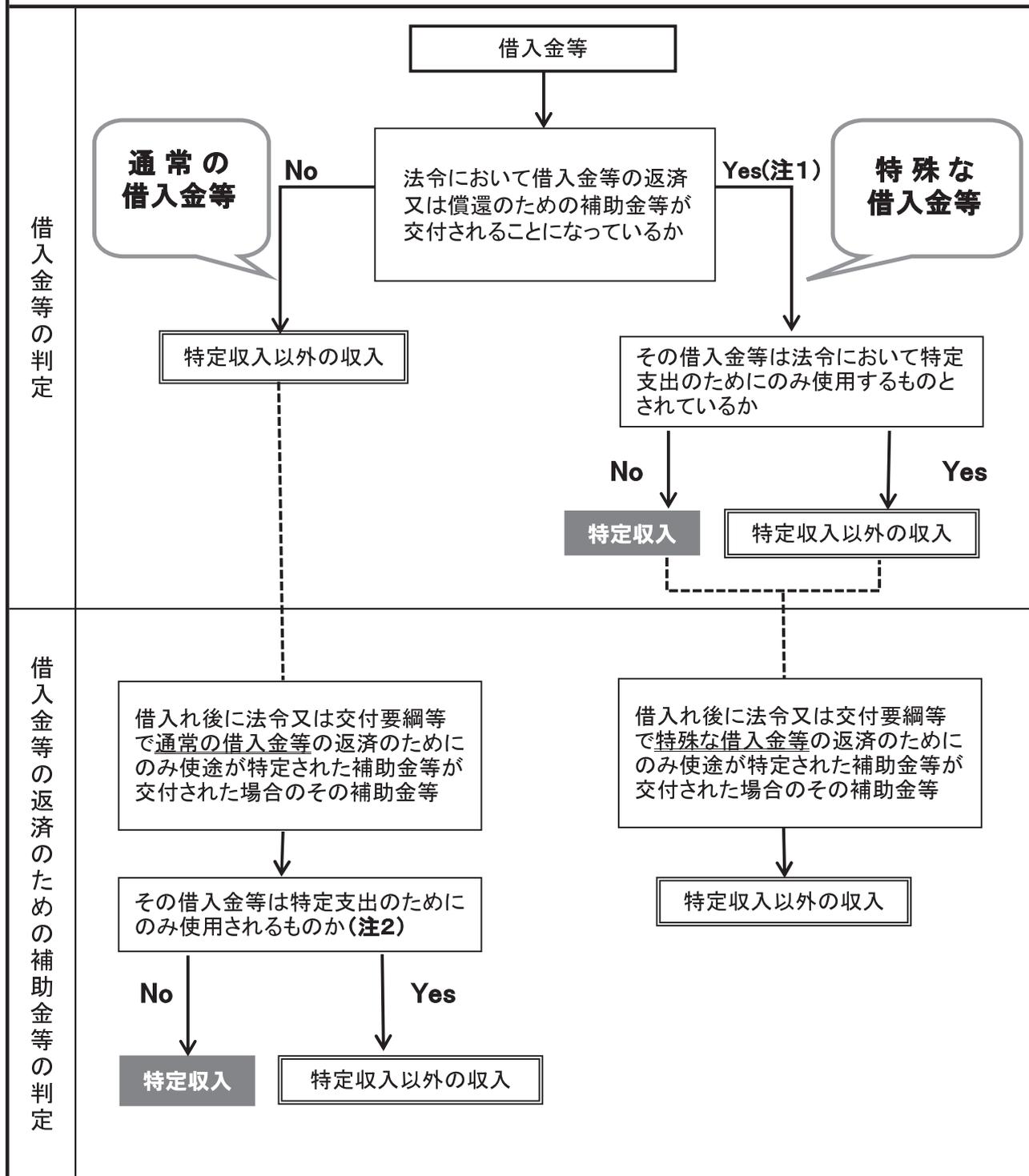
(4) 特定収入の概要



注意

1. P7 「借入金等の取扱い」をご覧ください。
2. 特定支出とは、6-イ(イ)~(ニ)に掲げる支出以外の支出ですので、例えば、給与、利子、土地購入費、特殊な借入金等の返済などがこれに該当します。
3. P8 「(5)補助金等(資産の譲渡等の対価以外の収入)の用途の特定方法」をご覧ください。
4. 詳しくは、P10 「公益社団法人等が募集する寄附金の取扱い」をご覧ください。

借入金等の取扱い



注 意

1. 法令において借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付されることとなっている場合には、通常、借入金等の返済又は償還のための補助金等の用途を特定した交付要綱等が作成されています。
2. 国又は地方公共団体の特別会計が交付要綱等で借入金等の返済又は償還のためにのみ使用することとして交付された補助金等の用途は、その借入金等の用途に対応させることとなります（P8参照）。

(5) 補助金等（資産の譲渡等の対価以外の収入）の使途の特定方法

補助金等の「資産の譲渡等の対価以外の収入」については、特定支出のためにのみ使用することとされている収入は特定収入に該当せず（P 6 参照）、また、特定収入に該当する収入であっても、その使途によって仕入税額控除の計算方法が異なる（P 12 参照）ため、補助金等の「資産の譲渡等の対価以外の収入」について、その使途の特定を行う必要があります。

■ 国、地方公共団体

国、地方公共団体の特別会計における補助金等の使途の特定方法は、次の①及び②のとおりです。

① 法令又は交付要綱等により補助金等の使途が明らかにされている場合

法令又は**交付要綱等**により使途が明らかにされているものは、その明らかにされているところによります。**交付要綱等**とは、補助金等を交付する者が作成したその補助金等の使途を定めた文書をいい、補助金等交付要綱、補助金等交付決定書のほか、これらの附属書類である補助金等の積算内訳書、実績報告書も含まれます。

注意

通常の借入金等（P 7 参照）を財源として行った事業について、その借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付される場合において、その補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、その補助金等はその事業に係る経費のみに使用される収入として使途を特定します。

なお、その借入金等に係る事業が行われた課税期間が免税事業者であった場合には、その補助金等は特定収入に該当しません。

② 国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書において使途を特定する場合

①により使途が特定されない補助金等については、国又は地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書によって使途を特定することができます。

具体的な方法は次のイ～ニのとおりです。

法令又は交付要綱等において使途の細部が特定されていないものの、その使途の大要が判明する補助金等は、その補助金等の交付を受ける国の特別会計の所管大臣又は地方公共団体の長（公営企業にあつては公営企業の管理者）が使途の大要の範囲内で合理的計算に基づき細部を特定します。

イ

注意

「その使途の大要が判明する補助金等」とは、例えば、法令又は交付要綱等において「…の建設に要する費用に充てる」等の記載があるものをいいます。

また、「使途の大要の範囲内で合理的計算」とは、例えば、「…の建設に要する費用」のうち占める課税仕入れ等の支出の額と課税仕入れ等以外の支出の額とをあん分することをいいます。

イにより使途が特定できない場合であっても、予算書若しくは予算関係書類又は決算書若しくは決算関係書類で使途が明らかとなるものについては、これらにより使途を特定します。

ロ

**注
意**

「明らかとなるもの」とは、例えば、決算書の備考欄に補助金等が何の費用に充てられたかが記載されているものや、決算書の項目名で何の費用に充てられたかが明らかとなるものなどをいいます。

法令、交付要綱等、予算書、予算関係書類、決算書、決算関係書類において、借入金等の返済費又は償還費のための補助金等とされているもの（①の注書に該当するものを除きます。）は、次の算式であん分する方法により、特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）と特定収入以外の収入に使途を特定します。

なお、地方公営企業法第20条《計理の方法》の適用がある公営企業については、損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行います。

$$\text{特定収入} = \text{借入金等返済のための補助金等の額} \times \frac{\text{分母の支出のうちの課税仕入れ等の支出の額}}{\text{借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出(注)}}$$

ハ

$$\text{特定収入以外の収入} = \text{借入金等返済のための補助金等の額} \times \frac{\text{分母の支出のうちのその他の支出の額}}{\text{借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出(注)}}$$

**注
意**

借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出には、①又は②イ若しくはロにより使途が特定された補助金等の使途としての支出並びに借入金等の返済費及び償還費を含みません。

なお、その借入金等に係る事業が行われた課税期間が免税事業者であった場合には、その補助金等は特定収入に該当しません。

イからハまでによっては使途の特定ができない補助金等は、次の算式であん分する方法により、特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）と特定収入以外の収入に使途を特定します。

なお、地方公営企業法第20条《計理の方法》の適用がある公営企業については、損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行います。

ニ

$$\text{特定収入} = \text{補助金等の額} \times \frac{\text{分母の支出のうちの課税仕入れ等の支出の額}}{\text{当課税期間における支出(注1)}}$$

$$\text{特定収入以外の収入} = \text{補助金等の額} \times \frac{\text{分母の支出のうちのその他の支出の額(借入金等返済額を除く.)}}{\text{当課税期間における支出(注1)}}$$

通常の借入金等の返済費
又は償還費に用途が特定
された収入（注2）

= 補助金等の額 ×

当課税期間における借入金等返済額
(ハで用途が特定された額を除く。)

当課税期間における支出（注1）

注
意

1. 当課税期間における支出には、①又は②イ若しくはロにより用途が特定された補助金等の用途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費のうち②ハにおいて処理済の部分を含みません。
2. 通常の借入金等の返済費又は償還費に用途が特定された収入については、さらに②ハの方法によって課税仕入れ等に係る特定収入と特定収入以外の収入に用途を特定します。

参
考

②の方法により補助金等の用途を特定した場合には、国の特別会計の所管大臣又は地方公共団体の長（公営企業にあっては公営企業の管理者）がその補助金等の用途を明らかにした文書を確定申告書とともに納税地の所轄税務署長に提出してください。

また、②ハ又はニの方法により用途を特定した場合には、その計算過程を明らかにしたものを添付書類として提出してください。

■ 公共・公益法人等

公共・公益法人等における補助金等の用途は、法令又は交付要綱等によりその用途が明らかにされている補助金等については、その明らかにされているところにより用途を特定します（P8①参照）。

また、公共・公益法人等が国又は地方公共団体から交付を受ける補助金等の用途は、交付要綱等でその用途が明らかにされていないまでも、その多くが予算又は決算において明らかにされていますので、公共・公益法人においてもP8②の方法により補助金等の用途を特定することができます。

ただし、公共・公益法人等がP8②の方法により用途を特定する場合には、補助金等の交付元である国、地方公共団体がその補助金等の用途を明らかにした文書を確定申告書とともに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

公益社団法人等が募集する寄附金の取扱い

公益社団法人又は公益財団法人が作成した寄附金の募集に係る文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている当該寄附金の収入で、次に掲げる要件の全てを満たすことについて当該寄附金の募集に係る文書において明らかにされていることにつき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第3条に規定する行政庁の確認を受けているものは、特定収入に該当しないこととなります。

- (1) 特定の活動に係る特定支出のためにのみ使用されること
- (2) 期間を限定して募集されること
- (3) 他の資金と明確に区分して管理されること

(6) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

簡易課税制度を適用せず、一般課税により仕入控除税額の計算を行う場合で、特定収入割合（P 4 参照）が 5% を超えるときは、**特定収入に係る課税仕入れ等の税額**は仕入税額控除の対象とはなりません。

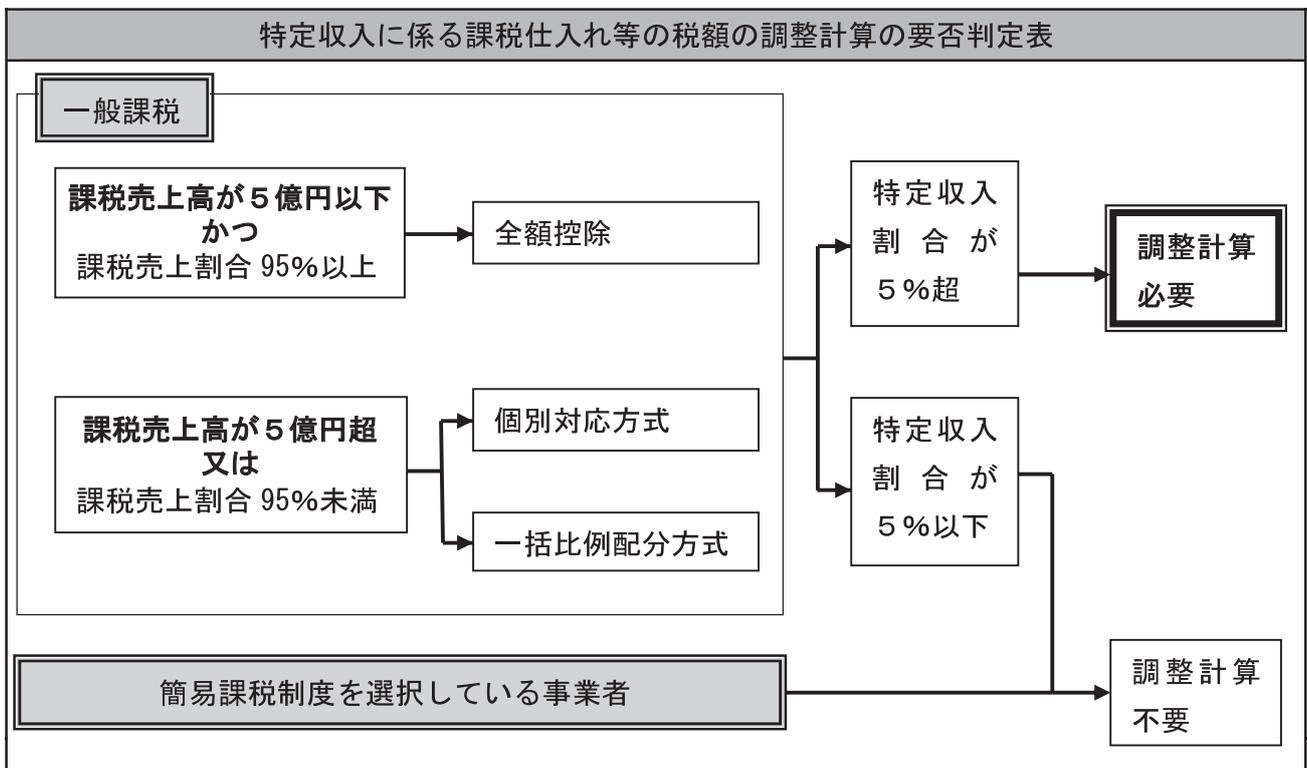
この場合は、次のように、課税期間中の課税売上高が 5 億円以下（注）、かつ、課税売上割合が 95% 以上のときに計算した調整前の仕入控除税額又は課税期間中の課税売上高が 5 億円超（注）又は課税売上割合が 95% 未満のときにおける個別対応方式若しくは一括比例配分方式の区分に応じて計算した調整前の仕入控除税額から、**特定収入に係る課税仕入れ等の税額**を控除した後の金額が仕入控除税額となります。

（注） 課税期間が 1 年に満たない場合には、1 年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額（当該課税期間の月数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額）となります。

仕入控除税額の調整がある場合の納付税額は、次の計算式により計算した金額となります。

$$\text{納付税額} = \text{その課税期間中の課税標準額に対する消費税額} - \left(\text{調整前の仕入控除税額} - \text{その課税期間中の特定収入に係る課税仕入れ等の税額} \right)$$

※ 調整前の仕入控除税額とは、通常の計算方法により計算した仕入控除税額をいいます。



【その課税期間中の特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算方法】

イ 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = ① + ②

① 特定収入のうち課税仕入れ等にのみ用途が特定されている部分の金額（課税仕入れ等に係る特定収入の額） × $\frac{6.3}{108}$

② （調整前の仕入控除税額 - ①の金額） × 調整割合（※）

②の下線部分の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額

特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = ①の金額 - $\left(\text{①の金額} - \begin{matrix} \text{調整前の} \\ \text{仕入控除} \\ \text{税額} \end{matrix} \right) \times \text{調整割合（※）}$

※調整割合

調整割合とは、その課税期間において、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\text{調整割合} = \frac{\text{課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額（使途不特定の特定収入）}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額※ + 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額（使途不特定の特定収入）}}$$

※ 資産の譲渡等の対価の額の合計額=課税売上高(税抜き)+免税売上高+非課税売上高+国外売上高

❖ 調整割合が著しく変動した場合に該当するときは、特定収入に係る課税仕入れ等の税額について別途調整が必要となります。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

□ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式により計算する場合

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \text{③} + \text{④} + \text{⑤}$$

- ③ 特定収入のうち課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額 $\times \frac{6.3}{108}$
- ④ 特定収入のうち課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額 $\times \frac{6.3}{108} \times$ 課税売上割合 (課税売上割合に準ずる割合を含みます。)
- ⑤ $\left\{ \text{調整前の仕入控除税額} - (\text{③} + \text{④}) \right\} \times$ 調整割合 (P12※)

⑤の下線部の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \text{③} + \text{④} - \left[(\text{③} + \text{④}) - \frac{\text{調整前の仕入控除税額}}{\text{調整前の仕入控除税額}} \right] \times \text{調整割合 (P12※)}$$

ハ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式により計算する場合

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \text{⑥} + \text{⑦}$$

- ⑥ 特定収入のうち課税仕入れ等にのみ用途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額) $\times \frac{6.3}{108} \times$ 課税売上割合
- ⑦ $\left(\text{調整前の仕入控除税額} - \text{⑥の金額} \right) \times$ 調整割合 (P12※)

⑦の下線部の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \text{⑥の金額} - \left[\text{⑥の金額} - \frac{\text{調整前の仕入控除税額}}{\text{調整前の仕入控除税額}} \right] \times \text{調整割合 (P12※)}$$

5 申告・納付期限の特例

消費税の申告期限及び納付期限は、原則として課税期間の末日の翌日から2か月以内とされていますが、国、地方公共団体については、決算の処理方法や時期等につき法令の定めるところにより処理することとされており、原則的な申告・納付期限では対応が困難な事情にあるため、次のとおり申告・納付期限の特例が設けられています(中間申告についても同様の取扱いとなります。)

また、公共・公益法人等のうちにも、国や地方公共団体と同様に、法令によりその決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2か月以上経過した日と定められているなど、特別な事情にあるものがあることから、この場合も、同様に申告・納付期限の特例が設けられています。

(1) 国、地方公共団体の特別会計

国については課税期間*終了後5か月以内、地方公共団体については課税期間*終了後6か月以内(ただし、地方公共団体の経営する企業(地方公営企業)については課税期間*終了後3か月以内)とされています。

*中間申告の場合は中間申告対象期間

区分	申告・納付期限
国	5か月以内
地方公共団体(下記の地方公営企業を除きます。)	6か月以内
地方公営企業※	3か月以内

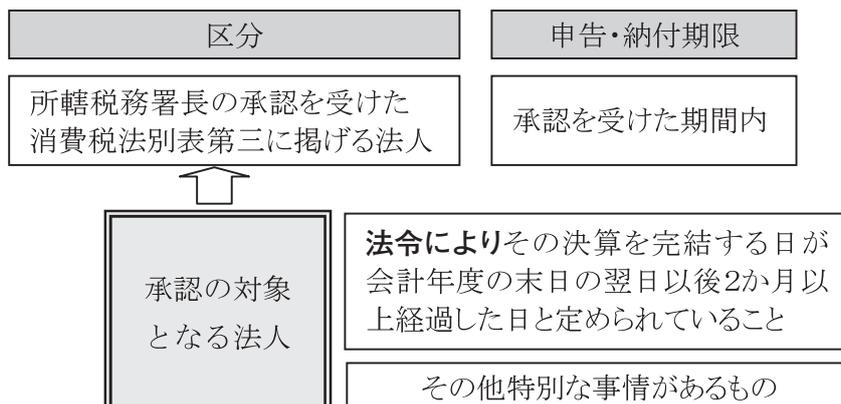
※ 地方公営企業とは、地方公営企業法第30条第1項《決算》の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業をいいます。

具体的には、水道事業(簡易水道事業を除きます。)、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業及び条例等により地方公営企業法を適用している事業を行っている企業をいいます。

(2) 公共・公益法人等

公共・公益法人等のうち、納税地の所轄税務署長の承認を受けた法人については、6か月以内でその承認を受けた期間の申告・納付期限の特例が認められます。

ただし、承認を受けることができるのは、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、**法令により**その決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2か月以上経過した日と定められていることその他特別な事情がある法人に限ります。



6 帳簿の記載事項及び保存

課税事業者は、帳簿を備え付けてこれに、売上げ、仕入れ、返品等について、

①	取引の相手方の氏名又は名称
②	取引年月日
③	取引の内容
④	取引金額

等を整然と、かつ、明瞭に記載し、この帳簿を閉鎖の日の属する課税期間の末日から 2 か月を経過した日（申告、納付期限の特例の適用を受ける場合には提出期限の翌日）から 7 年間、納税地等で保存しなければなりません。

なお、国、地方公共団体の特別会計や公共・公益法人等については、上記①から④までの事項のほか、特定収入等に係る事項として、

⑤	特定収入等に係る相手方の氏名又は名称
⑥	特定収入等を受けた年月日
⑦	特定収入等の内容
⑧	特定収入等の金額
⑨	特定収入等の用途

を併せて記載する必要があります。

参
考

帳簿の保存方法としては、原則として現物（帳票類）での保存となりますが、7 年間のうち最後の 2 年間は一定の要件を満たすマイクロフィルムによる保存が認められます。

また、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けて、電子計算機を使用して作成する帳簿書類を、一定の要件の下に電子データにより保存することができます。

便利な e-Tax を是非ご利用ください！



- 1 自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。
 - 2 e-Taxで申告や申請等を行う場合、別途郵送等で書面により提出等をする必要があった添付書類（消費税及び地方消費税の申告の際の添付書類である「国等の特別会計に係る控除対象仕入税額の計算明細」など）について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）による提出が可能です。
 - 3 インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。
特に利用回数の多い手続に便利です（消費税の中間納付、源泉所得税の毎月納付手続など）。
- ※ e-Taxを利用するには、事前に電子証明書等の取得、開始届出書の提出などが必要です。
国、地方公共団体がe-Taxを利用して電子申告を行う際には、国においては政府共用認証局(GPKI)が発行する官職証明書、地方公共団体においては地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)が発行する職責証明書を利用することができます。

詳しくは、e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。

Ⅱ 国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税Q&A

(問1) 免税期間における起債の償還元金に充てるための補助金等の用途の特定

Q 地方公共団体の特別会計が、消費税の納税義務が免除される課税期間において、借入金等（消費税法施行令第75条第1項第1号に規定する「借入金等」（通常の借入金等）をいいます。以下同じ。）を財源として事業を行いました。

その後、課税事業者となった課税期間において、当該借入金等の返済のための補助金等の交付を受けましたが、当該補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、当該借入金等により賄われた課税仕入れ等については仕入税額控除の対象とされていないことから、当該補助金等については、特定収入に該当しないものとして取り扱ってよいでしょうか。

A 特定収入に該当しないものとして取り扱われます。

国又は地方公共団体等については、特定収入によって賄われる課税仕入れ等は、課税資産の譲渡等のコストを構成しないという考え方から、特定収入により賄われる課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象としない調整計算を行うこととされています。

この考え方にに基づき、借入金等の返済のための補助金等については、次の方法により用途を特定することとしています（消費税法基本通達16-2-2(1)注書、(2)ハ）。

イ 借入金等を財源として行った事業について、当該借入金等の返済のための補助金等が交付される場合において、当該補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、当該補助金等は当該事業に係る経費のみに使用される収入として用途を特定する。

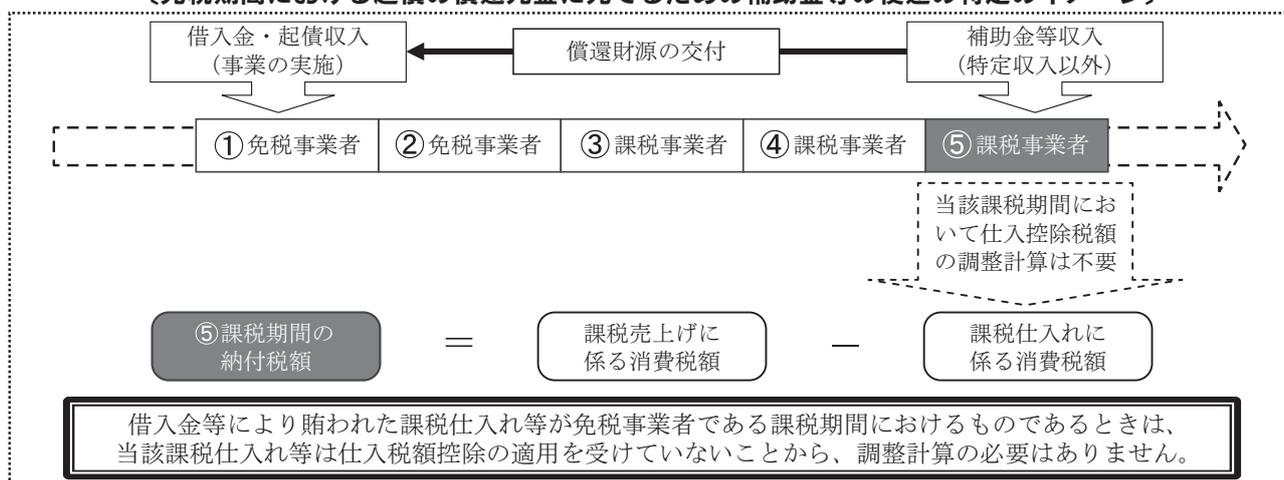
ロ 交付要綱等において、借入金等の返済のための補助金等とされているものについては、当該借入金等により事業が行われた課税期間における支出の割合であん分する方法で用途を特定する。

これは、借入金等により賄われた課税仕入れ等が、結果的に補助金等で賄われることとなるからであり、過去において仕入税額控除の対象とされた課税仕入れ等で借入金等により賄われたものについて当該補助金等の交付を受けた課税期間において調整しようとするものです。

この考え方からすれば、借入金等により賄われた課税仕入れ等が、免税事業者である課税期間におけるものであれば、仕入税額控除の対象とされていないことから、調整をする必要はないこととなります。

なお、市町村の統廃合により新設あるいは存続する特別会計が、廃止された特別会計から債権債務を承継することとなり、引き継いだ借入金等の中に廃止された特別会計が免税期間中に行った起債に係る部分がある場合、その借入金等の返済のための補助金等についても同様に取り扱われます。

【免税期間における起債の償還元金に充てるための補助金等の用途の特定のイメージ】



(問2) 借換債の償還に充当した繰入金等

Q 地方公共団体の特別会計が、X1年度に地方債を財源として事業を行い、その後、X2年度において借換債を起債し、その資金を原資としてX1年度に起債した地方債を償還しました。

更に、X3年度において、X2年度に起債した借換債を償還するために、一般会計からの繰入金等が措置された場合、その繰入金等の用途の特定に当たっては、X1年度の地方債で賄った事業に係る経費に充てられたものとして用途を特定することとなるのでしょうか。

なお、X1年度～X3年度は課税事業者であり、地方債及び借換債は、消費税法施行令第75条第1項1号に規定する「借入金等」(通常の借入金等)に該当するものです。

A その地方債で賄った事業に係る経費に充てられたものとして用途を特定することとなります。

地方債の元金を償還するために一般会計からの繰入金等が措置された場合には、その繰入金等は元金償還金のために使用されたものとして用途を特定するのではなく、その地方債で賄った事業のために使用されたものとして用途を特定することとされています(消費税法基本通達16-2-2(1)注書、(2)ハ)。

借換債を償還するための一般会計からの繰入金等は、実質的には借換債によって償還された地方債で賄われた事業のために使用されたこととなりますので、その事業に係る経費に充てられたものとして用途の特定を行うのが合理的です。

したがって、借換債によって償還された地方債で賄われた事業に係る経費が課税仕入れ等であれば、借換債を償還するための一般会計からの繰入金等は特定収入に該当することとなります。

なお、借換債によって償還された地方債で賄われた課税仕入れ等が、免税事業者である課税期間におけるもの場合には、その課税仕入れ等は仕入税額控除されていませんので、借換債を償還するための一般会計からの繰入金等は、特定収入に該当しないものとして取り扱われます(問1参照)。

(問3) 繰越金

Q 前年度において収受した補助金等について、一部を今年度に繰り越し、今年度においてその繰越金を歳入として受け入れる処理を行いました。この場合、今年度において受け入れ処理した前年度繰越金は今年度の特定収入となりますか。

A 今年度の特定収入には該当しません。

前年度繰越金を生ずるもとなつた収入(補助金等)は、収受した年度において特定収入に該当するか否かの判定(用途の特定)を行っていますから、前年度繰越金は、それを歳入として受け入れ処理した年度において特定収入とならず、用途の特定を行う必要もありません。

なお、前年度繰越金を歳入として受け入れ処理した年度においては、前年度繰越金を除いた歳入について特定収入に該当するかどうかの判定(用途の特定)を行います。

(問4) 繰越明許費

Q 地方公共団体の特別会計が、特定収入に該当する補助金収入を地方自治法第213条に規定する繰越明許費として翌年度に繰り越している場合、その繰越明許費は実際に収受した年度の特定収入として取り扱うのでしょうか。あるいは、繰り越した年度における特定収入として取り扱うのでしょうか。

(参考)

繰越明許費とは、歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用する経費をいいます。

A 実際に収受した年度の特定収入となります。

地方公共団体は、会計年度を設けて、その期間の収支を区分整理するに当たって、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」(地方自治法第208条第2項) こととされ、また、「毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。」(地方自治法第220条第3項) こととされています。

ただし、予算の効率的執行を図るため、①地方公共団体の経費をもって支弁する事件で、その履行に数年度を要するもの(継続費の通次繰越し(地方自治法第212条))、②歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの(繰越明許費(地方自治法第213条))、③歳出予算の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったもの(事故繰越し(地方自治法第220条第3項))についてはその例外とされています。

ところで、消費税の取扱いにおいて、国、地方公共団体、公共法人等の繰越金については、繰越金を歳入又は収入として受け入れた年度の特定収入には該当せず、繰越金が発生した年度(実際に収受した年度)において特定収入に該当するか否かを判定することとされています。

この繰越金には、「継続費の通次繰越し」に限らず、「繰越明許費」及び「事故繰越し」も含まれるべきものです。

したがって、質問の補助金収入の繰越明許費についても、その補助金を収受した年度において特定収入に該当することとなります。

(問5) 地方自治法上の繰上充用

Q 地方自治法施行令第166条の2《翌年度歳入の繰上充用》に規定する繰上充用に係る収入は、今年度の特定収入に該当しますか。

(繰上充用の具体例)

〇〇県では、森林特別会計を設けていますが、単年度で赤字が生じる場合、他会計からの繰入金等で補填せず、繰上充用により補填(翌年度の収入から補填)することとしています。

(参考)

地方自治法施行令第166条の2《翌年度歳入の繰上充用》

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

A 今年度における特定収入には該当しません。

地方自治法施行令第166条の2に規定する繰上充用は、会計に赤字が生じた場合、単に翌年度の歳入で今

年度の赤字を補填するというものであり、実際に収入として収受する翌年度において特定収入に該当するかどうかの判定を行いますから、今年度における特定収入には該当しません。

(問6) 借入金の利子の支払に使用することとされている補助金

Q 当法人（公益財団法人）では、建物の建設資金の借入れを行いました。借入金の利子の支払に当たっては、地方公共団体から補助金が交付されることとなっています。この補助金は、特定収入として取り扱うこととなるのでしょうか。

A 特定収入に該当しないこととなります。

質問の補助金については、金銭の借入れに関して交付される補助金ですが、借入金元本の返済に充てられるものではなく、非課税取引の対価である借入金利子の支払のためにのみ使用することとされている収入です。その補助金を交付する地方公共団体が作成した交付要綱等にその旨が明らかにされていれば、特定収入に該当しないこととなります。

(問7) 人件費に用途が特定されている補助金

Q 当事業団では、交付要綱において人件費に充てるべきこととされている補助金を国から交付されており、当該補助金を給料及び通勤手当として職員に支払っています。この場合、当該補助金は特定支出のためにのみ使用するものでない（通勤手当の支給は課税仕入れとなります。）ことから、全額が特定収入に該当することとなると考えられますが、当該補助金における実績報告書において通勤手当として支出した金額が明らかにされている場合には、当該金額のみを特定収入とし、それ以外の金額については、特定収入に該当しないものとして取り扱ってよいのでしょうか。

A 通勤手当以外の金額については、特定収入に該当しないものとして取り扱って差し支えありません。

資産の譲渡等の対価以外の収入の用途が特定されているかどうかは、一般的には法令又は交付要綱等に定められたところによります。この場合の交付要綱等とは、補助金等を交付する者が作成したその補助金等の用途を定めた文書をいい、補助金等交付要綱、補助金等交付決定書のほか、これらの附属書類である補助金等の積算内訳書、実績報告書も含まれます（消費税法基本通達16-2-2、P8参照）。

したがって、実績報告書において、通勤手当として支出した金額が明らかにされている部分に係る補助金を特定収入とし、給料として支出した金額に係る補助金を特定支出のためにのみ使用することとされている収入として特定収入に該当しないものとして取り扱って差し支えありません。

(問8) 消費税の還付金

Q 国、地方公共団体、公共・公益法人等が、消費税の確定申告に当たって控除不足還付税額が生じ還付金を受け取った場合、その還付金は特定収入に該当しますか。

A 特定収入に該当しません。

消費税の確定申告において控除不足還付税額が生じたことにより収受する還付金は、資産の譲渡等の対価

以外の収入ですが、消費税法施行令第75条第1項第5号の「還付金」に該当しますので、特定収入に該当しない収入（特定収入以外の収入）となります（P6参照）。

なお、還付加算金は、利息的な要素はありますが、対価性がないことから資産の譲渡等の対価以外の収入に該当し、特定収入となります。

（問9）公益法人等の申告単位

Q 当法人（公益社団法人）では、法人税法上の収益事業に該当する事業も行っていることから、収益事業と非収益事業について区分経理し、収益事業部門を特別会計とし、非収益事業部門を一般会計とする経理を行っています。このように会計単位を別々にしている場合には、収益事業部門の特別会計についてのみ申告すればよいのでしょうか。また、非収益事業部門の一般会計についても申告の必要がある場合、各部門ごとに申告すればよいのでしょうか。

A 収益事業部門及び非収益事業部門において行った課税資産の譲渡等について、合わせたところで申告をする必要があります。

公益法人等の非収益事業から生じた所得には法人税は課税されませんが、消費税においては、非収益事業に属する資産の譲渡等を行った場合であっても、それが国内における課税資産の譲渡等である限り、事業者である公益法人等が行ったものですから、課税の対象となります（消費税法第4条第1項）。

また、消費税は事業者を納税義務者としていますが、基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高（又は給与等支払額）（以下「基準期間における課税売上高等」という。）が1,000万円以下の場合には、原則として、その課税期間の納税義務は免除されます（消費税法第9条第1項等）。この基準期間における課税売上高等も事業者を単位として判定することとされています。さらに、消費税の申告も事業者を単位として行うこととされています（消費税法第42条第1項、第45条第1項）。このような取扱いは、公益法人等であっても異なることはありませんから、収益事業部門と非収益事業部門について各部門ごとに申告することは認められません。

したがって、公益法人等のその課税期間の基準期間における課税売上高等が1,000万円を超える場合には、その課税期間中に収益事業部門及び非収益事業部門において行った課税資産の譲渡等について、合わせたところで申告をする必要があります。

（問10）一部事務組合への適用関係

Q 一部事務組合への消費税法の適用はどのようになりますか。

A 一部事務組合への消費税法の適用関係は以下のとおりです。

1 一部事務組合の法的性格と権能

一部事務組合は、二以上の地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であり（地方自治法第1条の3第3項、第284条第1項）、次のような性格を有しています。

- ① 構成団体から独立した地方公共団体としての性格
- ② 特別地方公共団体である性格
- ③ 公法人である性格

このような性格を持つ一部事務組合の権能は、次のようなものであるといえます。

- ① 一部事務組合は、法人格が認められ、行政主体としての各種の公権が賦与されているという点で、普通地方公共団体となんら違いはありません。ただし、一部事務組合の権能は、規約で定められた共同処理事務の範囲内においてのみ認められます。
- ② この共同処理事務については、なんら制限はなく、共同処理事務の範囲内であれば、そのために必要な条例・規則を制定し、財源を調達し、法律の認めている範囲内で公権力をもって事務を執行することができます。

2 一部事務組合の財務と会計

一部事務組合には、都道府県及び市町村に関する規定の準用があります（地方自治法第292条）。

また、財務の規定については、全て準用されると解されていることから、一般的には、会計の区分の規定（地方自治法第209条）についての準用があります。したがって、法令に特別会計を設けるべき旨の規定がある場合は格別、その他の場合は、一般会計であることは、普通地方公共団体の場合と同様です。

3 一部事務組合における消費税の課税関係

このように、一部事務組合の場合、会計については普通地方公共団体と同様と考えるべきものであり、消費税法の適用についても、基本的には普通地方公共団体と同様に解することとなります（消費税法第60条）。

ただし、普通地方公共団体において、本来、特別会計を設けて会計経理することとされている事業を一部事務組合において共同処理する場合には、当該事業を経理する一部事務組合の会計は、特別会計と考えるべきものであることから、消費税法施行令第72条第3項において、「当該事業は、同条（消費税法第60条）第1項本文の特別会計を設けて行う事業とみなす。」とされています。

ここで、特別会計を設けて行う事業とみなされる事業とは、

- ① 地方公営企業に係る事業
- ② 競馬等の公営競技の事業
- ③ 対価を得て資産の譲渡又は貸付けを主として行う事業

等が考えられます。このうち、地方公営企業は、地方公営企業法等により特別会計を設けて行うものとすることが定められていることから、一部事務組合においてこのような事業を共同処理する場合にも、当然に特別会計を設けて会計経理することとなります。このほか、消費税法施行令第72条第3項においては、②及び③の場合について特別会計を設けて行う事業とみなすこととされています。

なお、地方自治法第285条の一部事務組合が特別会計を設けて行う事業のうち、「対価を得て資産の譲渡又は貸付けを主として行う事業」以外の事業は、一般会計に係る事業とみなされます。この場合、「主として」行われる事業か否かは、その特別会計の総収入金額に占める資産の譲渡又は貸付けの対価の額が50%を超えているか否かにより判定します。

注 意

○ 国及び地方公共団体の e-Tax 義務化について【令和2年4月1日～】

「地方公共団体」とは、都道府県や市町村の普通地方公共団体及び一部事務組合などの特別地方公共団体をいいます。

したがって、消費税等の申告が必要な一部事務組合は、令和2年4月1日以後開始する課税期間の申告から、添付書類（「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」など）を含めて、e-Taxにより提出しなければなりません。（参照→表紙）

(問11) 平成26年4月1日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合

Q 平成26年4月1日前（消費税率4%以前）に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等が同日以後に交付された場合、当該補助金等が交付された課税期間における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算はどのようにになりますか。

A 当該補助金等に係る仕入控除税額の調整計算は、課税仕入れ等に係る特定収入に4/105を乗じて計算することとなります。

国、地方公共団体等に特定収入がある場合には、仕入控除税額の計算に当たって、その特定収入に係る課税仕入れ等の税額を調整することとされています（P4参照）。

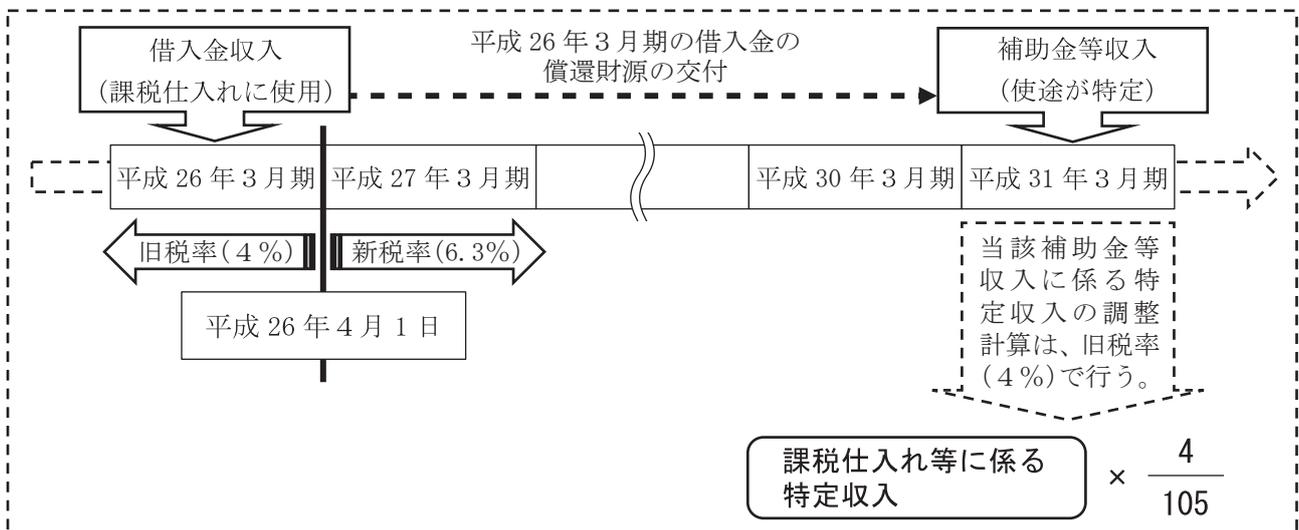
消費税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第56号）附則第14条《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税率の特例に関する経過措置》では、平成26年4月1日以後に受け入れる特定収入に係る仕入控除税額の調整計算については、原則として新税率（消費税率6.3%）を前提として調整（課税仕入れ等に係る特定収入に6.3/108を乗じて計算）し、同日前に受け入れた特定収入及び同日以後に受け入れる特定収入のうち法令若しくは交付要綱等又は国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書において、同条第2項に規定する旧税率適用課税仕入れ等に係る支出等のためにのみ充てられることが明らかにされているものについては、なお従前の例（課税仕入れ等に係る特定収入に4/105を乗じて計算）によることとなる旨を規定しています。

ところで、法令において返済又は償還のための補助金等が交付されることとなっていない借入金等（以下「借入金等」という。）を財源として課税仕入れを行い、後日、当該借入金等の返済等のための補助金等が交付された場合で、当該補助金等の交付要綱等に当該借入金等の返済等のための補助金等である旨が記載されているときは、当該補助金等は当該課税仕入れにのみ使用される収入として使途を特定することとなります（消費税法基本通達16-2-2(1)注書）。

したがって、例えば、平成26年4月1日前（消費税率4%以前）に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等（交付要綱等で使途が特定されているものに限りです。）が同日以後に交付された場合には、当該補助金等に係る仕入控除税額の調整計算は、従前の例（課税仕入れ等に係る特定収入に4/105を乗じて計算）によることとなります*。

※ この方法で計算する場合には、旧税率（4%）及び新税率（6.3%）を適用した取引がある場合の計算表（国税庁ホームページに掲載しています。）を使用してください。

〔平成26年4月1日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合のイメージ〕



Ⅲ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

事例 1

課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、
課税売上割合が95%以上の場合

〇〇市下水道事業特別会計の当課税期間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。なお、旧税率（3%又は4%）が適用された取引及び特定課税仕入れに該当する取引はありません。

〔当課税期間の課税売上げ等の状況〕

① 下水道使用料収入（課税売上げ）	130,000,000円
② 受益者負担金	
○ 合理的な方法により課税仕入れに用途が特定されたもの	30,000,000円
○ 合理的な方法により補償費（不課税）に用途が特定されたもの	100,000円
③ 預金利息収入（非課税売上げ）	100,000円
④ 国庫補助金収入	
○ 合理的な方法により課税仕入れに用途が特定されたもの	20,000,000円
○ 交付要綱等において地方債の利子の支払いに用途が特定されているもの	10,000,000円
⑤ 一般会計繰入金	
○ 合理的な方法により課税仕入れに用途が特定されたもの	15,000,000円
○ 合理的な方法により人件費（通勤手当を除く。）に用途が特定されたもの	25,000,000円
⑥ 消費税及び地方消費税の還付金	250,000円
⑦ 課税仕入れ	110,000,000円

（注）課税売上げ及び課税仕入れの金額は、全て税込みの金額とします。

※ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額については、P53～P59に掲載されている計算表を使用して計算しています。

※ 事例1の場合の申告書、付表及び計算表の記載例はP26～P31を参照してください。

(1) 課税標準額

(下水道使用料収入)

$$130,000,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 120,370,370 \text{ 円}$$

→ 120,370,000 円・・・申告書①

(1,000 円未満切捨て)

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$120,370,000 \text{ 円} \times 6.3\% = 7,583,310 \text{ 円} \dots \text{申告書②}$$

(3) 調整前の仕入控除税額の計算

調整前の仕入控除税額（特定収入に係る調整計算を行う前の課税仕入れ等の税額）を計算します（付表 2、計算表 1 を使用します。）。

イ 課税売上割合

$$\frac{120,370,370 \text{ 円}}{120,370,370 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}} = \frac{120,370,370 \text{ 円}}{120,470,370 \text{ 円}} = 99.91\dots\%$$

$$\begin{aligned} \text{※ 課税売上高（税抜き）} &= \text{(下水道使用料収入)} \\ &= 130,000,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 120,370,370 \text{ 円} \end{aligned}$$

・・・付表 2 ①、計算表 1 ①

$$\begin{aligned} \text{非課税売上高} &= \text{(預金利息収入)} \\ &= 100,000 \text{ 円} \dots \text{付表 2 ⑥、計算表 1 ④} \end{aligned}$$

ロ 調整前の仕入控除税額

$$110,000,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 6,416,666 \text{ 円} \dots \text{付表 2 ⑨}$$

(4) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）の計算

イ 資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します（計算表 2 を使用します。）

$$\begin{aligned} & \text{(受益者負担金)} \quad \text{(国庫補助金収入)} \quad \text{(一般会計繰入金)} \\ ※ \text{ 特定収入の合計額} &= 30,000,000 \text{円} + 20,000,000 \text{円} + 15,000,000 \text{円} \\ &= 65,000,000 \text{円} \cdots \text{計算表 2(1)⑰A} \end{aligned}$$

注
意

補助金等のうち、例えば、法令又は交付要綱等において地方債の利子の支払いに充てることとされているもの、合理的な方法により補償費（不課税）又は人件費（通勤手当を除く。）に用途が特定されたものは、特定収入に該当しません。また、消費税及び地方消費税の還付金（還付加算金を除く。）も特定収入には該当しません（P19「Q&A(問7)(問8)」参照）。

ロ 特定収入割合の計算（計算表 3 を使用します。）

特定収入割合の計算を行い、特定収入に係る調整計算の可否を判定します（P4参照）。

$$\begin{aligned} \text{特定収入割合} &= \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} ※ + \text{特定収入の合計額}} \\ ※ \text{ 資産の譲渡等の対価の額の合計額} &= \text{課税売上高 (税抜き)} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高} + \text{国外売上高} \\ &= \frac{65,000,000 \text{円 (計算表 2(1)⑰A)}}{120,370,370 \text{円} + 100,000 \text{円} + 65,000,000 \text{円}} = \frac{65,000,000 \text{円}}{185,470,370 \text{円}} \\ &= 35.04\% \cdots \text{計算表 3④} \end{aligned}$$

➡ 特定収入割合が5%を超えているため、特定収入に係る調整計算を行う必要があります。

ハ 調整後税額の計算（計算表 4、5 を使用します。）

① 課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）に係る税額

$$65,000,000 \text{円 (計算表 5(1)②)} \times \frac{6.3}{108} = 3,791,666 \text{円} \cdots \text{計算表 5(1)③}$$

② 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）

全ての特定収入の用途が課税仕入れ等にもみ特定されているので、計算表 4 による調整割合は0となり、①で計算した金額が調整税額となります。

$$3,791,666 \text{円} \cdots \text{計算表 5(1)⑦}$$

③ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

$$\begin{aligned} & \text{(調整前の税額)} \quad \text{(調整税額)} \\ \text{控除対象仕入税額} &= 6,416,666 \text{円} - 3,791,666 \text{円} = 2,625,000 \text{円} \\ & \cdots \text{計算表 5(1)⑧、付表 2 ⑳、申告書④} \end{aligned}$$

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

(課税標準額に対する消費税額) - (控除対象仕入税額)

$$= 7,583,310 \text{ 円} - 2,625,000 \text{ 円} = 4,958,310 \text{ 円}$$

→ 4,958,300 円・・・申告書⑨

(100 円未満切捨て)

ロ 納付税額

4,958,300 円・・・申告書⑩

ハ 地方消費税(譲渡割額)の納税額

(消費税の差引税額)

$$4,958,300 \text{ 円} \times \frac{17}{63} = 1,337,953 \text{ 円}$$

→ 1,337,900 円・・・申告書⑳

(100 円未満切捨て)

ニ 地方消費税の納付譲渡割額

1,337,900 円・・・申告書㉑

ホ 消費税及び地方消費税の合計額

$$4,958,300 \text{ 円} + 1,337,900 \text{ 円} = 6,296,200 \text{ 円} \dots \text{申告書㉒}$$

計算表 1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内 容		金 額
課税売上げ	通常の課税売上げ、役員へ贈与及び低額譲渡	① 120,370,370 円
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例適用の課税売上げ	②
	免税売上げ(輸出取引等)	③
	非課税売上げ	④ 100,000
	国外における資産の譲渡等の対価の額	⑤
	資産の譲渡等の対価の額の合計額	⑥ (計算表 3 ①、計算表 4 ①) 120,470,370

- (注) 1 各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。
- 2 各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を記入してください。
- 3 非課税売上げについては、譲渡の対価の額をそのまま記入してください(課税売上割合を計算する場合とは異なります)。
- 4 ②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成15年財務省令第92号)附則第2条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します。

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳表

内 容		資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち特定収入		A-Bの金額(「課 税仕入れ等に係る 特定収入以外の特 定収入」)
			A	B	
租 税	①	円	円	円	円
補助金・交付金等	②	30,000,000	20,000,000	20,000,000	
他会計からの繰入金	③	40,000,000	15,000,000	15,000,000	
寄 附 金	④				
出資に対する配当金	⑤				
保 険 金	⑥				
損 害 賠 償 金	⑦				
会 費 ・ 入 会 金	⑧				
喜 捨 金	⑨				
債 務 免 除 益	⑩				
借 入 金	⑪				
出 資 の 受 入 れ	⑫				
貸 付 回 収 金	⑬				
受益者負担金	⑭	30,100,000	30,000,000	30,000,000	
消費税及び 地方消費税の還付金	⑮	250,000			
	⑯				
合 計	⑰	100,350,000	計算表3② 65,000,000	計算表5(1)②,(3)② 65,000,000	計算表4②

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額 (計算表1⑥)	①	120,470,370 円
特定収入の合計額 (計算表2(1)⑰のA)	②	65,000,000
分母の額 (①+②)	③	185,470,370
特定収入割合 (②÷③)	④	35.1 %

注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。

○ 特定収入割合が

- ・ 5%を超える場合 ⇨ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き【計算表4、5】の作成を行います。
- ・ 5%以下の場合 ⇨ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表4 調整割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額 (計算表1⑥)	①	120,470,370 円
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入 (計算表2(1)⑰のC)	②	0
分母の額 (①+②)	③	120,470,370
調整割合 $\left\{ \begin{array}{l} \text{②の金額} \\ \text{③の金額} \end{array} \right\}$	④	$\frac{0}{120,470,370}$

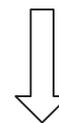
→ $\left\{ \begin{array}{l} \text{計算表5(1)⑤} \\ \text{計算表5(2)⑩} \\ \text{計算表5(3)⑦} \end{array} \right.$

計算表 5 調整後税額の計算表

(1) 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

内 容		金 額 等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	6,416,666 ^円
課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入（「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表 2(1)⑰の B）	②	65,000,000
② × $\frac{6.3}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③	3,791,666
① - ③	④	2,625,000
調整割合（計算表 4 ④）	⑤	$\frac{0}{120,470,370}$
④ × ⑤（1円未満の端数切捨て）	⑥	0
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（③ + ⑥）	⑦	3,791,666
控除対象仕入税額（① - ⑦）	⑧	2,625,000

注 ④、⑥、⑦、⑧欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。



⑧欄の金額が

プラス（+）の場合 申告書付表 2 の⑳欄及び申告書（一般用）の④欄（控除対象仕入税額）へ転記します。

マイナス（-）の場合 申告書付表 2 の㉑欄及び申告書（一般用）の③欄（控除過大調整税額）の金額に加算します。

第27-(1)号様式

令和元年 6月28日 ○○ 税務署長殿

納税地 ○○市○○区中央1-1-1
(電話番号 000-0000-0000)

(フリガナ) マルマルシ ゲスイドウジギョウトクベツカイケイ
法人名 ○○市下水道事業特別会計

法人番号 1○○○○○2○○○○3○○○○
(フリガナ) コウキョウ イチロウ
代表者氏名 公共 一郎

※ 一連番号

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 高指定

通信日付印 確認印

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

法人用 平成二十七年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成30年 4月 1日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 平成31年 3月 31日

(中間申告 自 平成 年 月 日)
の場合の
対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
課税標準額	①														120370000
消費税額	②														7583310
控除過大調整税額	③														
控除	④														2625000
返還等対価に係る税額	⑤														
貸倒れに係る税額	⑥														
控除税額小計	⑦														2625000
控除不足還付税額	⑧														
差引税額	⑨														4958300
中間納付税額	⑩														00
納付税額	⑪														4958300
中間納付還付税額	⑫														00
この申告書が修正申告である場合	⑬														
既確定税額	⑭														00
課税上割合	⑮														120370370
課税資産の譲渡等の対価の額	⑯														120470370
資産の譲渡等の対価の額	⑰														
この申告書による地方消費税の税額の計算		十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
地方消費税の課税標準となる消費税	⑱														4958300
控除不足還付税額	⑲														
差引税額	⑳														1337900
還付額	㉑														00
納税額	㉒														1337900
中間納付還付譲渡割額	㉓														00
この申告書が修正申告である場合	㉔														
既確定譲渡割額	㉕														00
差引納付譲渡割額	㉖														6296200
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉗														6296200

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	控除税額の方法	<input type="checkbox"/>	個別対応式	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式	41
	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除			
①及び②の内訳	区分	課税標準額	消費税額			
	3%分	千円	円			
	4%分	千円	円			
	6.3%分	120,370千円	7,583,310円			
⑭又は⑯の内訳	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額				
	4%分		円			
	6.3%分		4,958,300円			
還す付るを金融機関と等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
※税務署整理欄						
税理士						
署名押印	(電話番号 - -)					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉖ = (①+②)-(⑧+⑫+⑯+㉓)・修正申告の場合㉖ = ⑭+㉓
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		30・4・1 ~ 31・3・31		氏名又は名称	〇〇市下水道事業 特別会計
項 目				金 額	
	課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	120,370,370		円
	免 税 売 上 額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	120,370,370		※申告書の⑬欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	120,370,370		
	非 課 税 売 上 額	⑥	100,000		
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	120,470,370		※申告書の⑭欄へ
	課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)		[99.9 %]		※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	110,000,000		※注2参照
	課税仕入れに係る消費税額(⑧×6.3/108)	⑨	6,416,666		※注3参照
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩			※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください
	特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)	⑪			※注3参照
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑫			
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑬			
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑫±⑬)	⑭	6,416,666		
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額)	⑮	6,416,666		
課 税 5 億 円 超 高 が は	課 税 9 5 % 未 満 の 場 合	個 別 対 応 方 式	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯	
			⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑰	
			個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [⑯+(⑰×④/⑦)]	⑱	
			一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑭×④/⑦)	⑲	
控 除 の 税 調 整 額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑳			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑			
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑]がプラスの時	㉒	2,625,000		※申告書の⑮欄へ
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑]がマイナスの時	㉓			※申告書の⑯欄へ
	貸倒回収に係る消費税額	㉔			※申告書の⑯欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑱欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} \textcircled{9} = \left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right)$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額} \textcircled{11} = \left(\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right) - \left(\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right)$$

4 ⑩及び⑱欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。
なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

5 ㉒欄と㉓欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書⑮欄に記入する。

(平成27.10.1以後終了課税期間用)

事例 2

課税期間中の課税売上高が5億円超又は 課税売上割合が95%未満の場合

公益財団法人〇〇協会の当課税期間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。なお、旧税率（3%又は4%）が適用された取引及び特定課税仕入れに該当する取引はありません。

〔当課税期間の課税売上げ等の状況〕

① 料金等収入（課税売上げ）	120,000,000円
② 備品売却収入（課税売上げ）	4,000,000円
③ 土地売却収入（非課税売上げ）	50,000,000円
④ 預金利息収入（非課税売上げ）	1,500,000円
⑤ 補助金収入	
○ 交付要綱等において課税売上げにのみ要する課税仕入れに用途が特定されているもの	20,000,000円
○ 交付要綱等において課税売上げ及び非課税売上げに共通して要する課税仕入れに用途が特定されているもの	15,000,000円
○ 交付要綱等において人件費（通勤手当を除く。）に充てることとされているもの	10,000,000円
⑥ 寄附金収入	3,000,000円
⑦ 配当金収入（出資に対するもの）	1,000,000円
⑧ 保険金収入	2,500,000円
⑨ 課税仕入れ	
○ 課税売上げにのみ要する課税仕入れ	50,500,000円
○ 課税売上げ及び非課税売上げに共通して要する課税仕入れ	30,000,000円
○ 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ	4,500,000円
⑩ 消費税の中間納付税額	761,900円
⑪ 地方消費税の中間納付税額	205,500円

（注）課税売上げ及び課税仕入れの金額は、全て税込みの金額とします。

※ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額については、P53～P59に掲載されている計算表を使用して計算しています。

※ 事例2で個別対応方式を採用している場合の申告書、付表及び計算表の記載例はP37～P43、一括比例配分方式を採用している場合の記載例はP47～P52を参照してください。

1 個別対応方式を採用している場合

(1) 課税標準額

$$\begin{aligned} & \text{(料金等収入)} \quad \text{(備品売却収入)} \\ (120,000,000 \text{ 円} + 4,000,000 \text{ 円}) & \times \frac{100}{108} = 114,814,814 \text{ 円} \\ & \rightarrow 114,814,000 \text{ 円} \cdots \text{申告書①} \\ & \quad (1,000 \text{ 円未満切捨て}) \end{aligned}$$

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$114,814,000 \text{ 円} \times 6.3\% = 7,233,282 \text{ 円} \cdots \text{申告書②}$$

(3) 調整前の仕入控除税額の計算

調整前の仕入控除税額（特定収入に係る調整計算を行う前の課税仕入れ等の税額）を計算します(付表2、計算表1を使用します。)

○ 個別対応方式を採用した場合の調整前の仕入控除税額

$$\begin{aligned} & \text{調整前の仕入控除税額} = \\ & \text{課税売上げにのみ要する} \quad + \quad \text{課税売上げと非課税売上げに共通} \quad \times \quad \text{課税売上割合} \\ & \text{課税仕入れ等の税額} \quad \quad \quad \text{して要する課税仕入れ等の税額} \end{aligned}$$

イ 課税売上割合

$$\frac{114,814,814 \text{ 円}}{114,814,814 \text{ 円} + 51,500,000 \text{ 円}} = \frac{114,814,814 \text{ 円}}{166,314,814 \text{ 円}} = 69.03\% \dots$$

$$\begin{aligned} \text{※ 課税売上高(税抜き)} & = \text{(料金等収入)} \quad \text{(備品売却収入)} \\ & = (120,000,000 \text{ 円} + 4,000,000 \text{ 円}) \times \frac{100}{108} \\ & = 114,814,814 \text{ 円} \cdots \text{付表2①、計算表1①} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(土地売却収入)} \quad \text{(預金利息収入)} \\ \text{非課税売上高} & = 50,000,000 \text{ 円} + 1,500,000 \text{ 円} = 51,500,000 \text{ 円} \\ & \cdots \text{付表2⑥、計算表1④} \end{aligned}$$

□ 調整前の仕入控除税額

- ① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

$$50,500,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 2,945,833 \text{ 円} \cdots \text{付表 2 ⑩}$$

- ② 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額 (参考)

$$4,500,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 262,499 \text{ 円}$$

- ③ 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等の税額

$$30,000,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 1,749,999 \text{ 円} \cdots \text{付表 2 ⑪}$$

- ④ 個別対応方式による仕入控除税額

①の金額 + ③の金額 × 課税売上割合

$$= 2,945,833 \text{ 円} + 1,749,999 \text{ 円} \times \frac{114,814,814 \text{ 円}}{166,314,814 \text{ 円}} = 4,153,938 \text{ 円}$$

・・・付表 2 ⑫、計算表 5 (2) ①

(4) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額 (調整税額) の計算

イ 資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します (計算表 2 を使用します。)

$$\begin{aligned} & \text{(補助金収入)} \quad \text{(補助金収入)} \quad \text{(寄附金収入)} \\ \text{※ 特定収入の合計額} &= 20,000,000 \text{ 円} + 15,000,000 \text{ 円} + 3,000,000 \text{ 円} \\ & \text{(配当金収入)} \quad \text{(保険金収入)} \\ &+ 1,000,000 \text{ 円} + 2,500,000 \text{ 円} = 41,500,000 \text{ 円} \cdots \text{計算表 2 (1) ⑬A} \end{aligned}$$

注

補助金等のうち、交付要綱等において人件費 (通勤手当を除く。) に充てることとされているものは、特定収入に該当しません (P 19 「Q & A (問 7)」参照)。

□ 特定収入割合の計算 (計算表 3 を使用します。)

特定収入割合の計算を行い、特定収入に係る調整計算の要否を判定します (P 4 参照)。

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額※} + \text{特定収入の合計額}}$$

※ 資産の譲渡等の対価の額の合計額 = 課税売上高 (税抜き) + 免税売上高 + 非課税売上高 + 国外売上高

$$\begin{aligned} &= \frac{41,500,000 \text{ 円 (計算表 2 (1) ⑬A)}}{114,814,814 \text{ 円} + 51,500,000 \text{ 円} + 41,500,000 \text{ 円}} \\ &= \frac{41,500,000 \text{ 円}}{207,814,814 \text{ 円}} = 19.96\% \cdots \text{計算表 3 ④} \end{aligned}$$

➡ 特定収入割合が 5 % を超えているため、特定収入に係る調整計算を行う必要があります。

ハ 調整後税額の計算（計算表 4、5 を使用します。）

- ① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入に係る税額

$$20,000,000 \text{ 円 (計算表 5 (2) ②)} \times \frac{6.3}{108} = 1,166,666 \text{ 円} \cdots \text{計算表 5 (2) ③}$$

- ② 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入に係る税額

$$15,000,000 \text{ 円 (計算表 5 (2) ④)} \times \frac{6.3}{108} \times \frac{114,814,814 \text{ 円}}{166,314,814 \text{ 円}} = 604,052 \text{ 円}$$

・・・計算表 5 (2) ⑦

- ③ 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入(用途不特定の特定収入)に係る税額

$$\text{調整割合} = \frac{6,500,000 \text{ 円 (計算表 2 (1) ⑰C)}}{114,814,814 \text{ 円} + 51,500,000 \text{ 円} + 6,500,000 \text{ 円}}$$

$$= \frac{6,500,000 \text{ 円}}{172,814,814 \text{ 円}} \cdots \text{計算表 4 ④}$$

(寄附金収入) (配当金収入) (保険金収入)

$$\text{※ 用途不特定の特定収入} = 3,000,000 \text{ 円} + 1,000,000 \text{ 円} + 2,500,000 \text{ 円}$$

$$= 6,500,000 \text{ 円} \cdots \text{計算表 2 (1) ⑰C より}$$

(調整前の仕入控除税額) (ハ①の金額) (ハ②の金額)

$$4,153,938 \text{ 円} - 1,166,666 \text{ 円} - 604,052 \text{ 円} = 2,383,220 \text{ 円}$$

・・・計算表 5 (2) ⑨

(調整割合)

$$2,383,220 \text{ 円} \times \frac{6,500,000 \text{ 円}}{172,814,814 \text{ 円}} = 89,638 \text{ 円}$$

・・・計算表 5 (2) ⑩

- ④ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）

$$1,166,666 \text{ 円} + 604,052 \text{ 円} + 89,638 \text{ 円} = 1,860,356 \text{ 円} \cdots \text{計算表 5 (2) ⑫}$$

- ⑤ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

(調整前の税額) (調整税額)

$$\text{控除対象仕入税額} = 4,153,938 \text{ 円} - 1,860,356 \text{ 円} = 2,293,582 \text{ 円}$$

・・・計算表 5 (2) ⑬、付表 2 ⑳、申告書④

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

(課税標準額に対する消費税額) - (控除対象仕入税額)

$$= 7,233,282 \text{ 円} - 2,293,582 \text{ 円} = 4,939,700 \text{ 円} \dots \text{申告書⑨}$$

ロ 納付税額

(差引税額) (中間納付税額)

$$4,939,700 \text{ 円} - 761,900 \text{ 円} = 4,177,800 \text{ 円} \dots \text{申告書⑩}$$

ハ 地方消費税(譲渡割額)の納税額

(消費税の差引税額)

$$4,939,700 \text{ 円} \times \frac{17}{63} = 1,332,934 \text{ 円}$$

→ 1,332,900円・・・申告書⑳

(100円未満切捨て)

ニ 地方消費税の納付譲渡割額

(譲渡割額納税額) (中間納付税額)

$$1,332,900 \text{ 円} - 205,500 \text{ 円} = 1,127,400 \text{ 円} \dots \text{申告書㉑}$$

ホ 消費税及び地方消費税の合計額

$$4,177,800 \text{ 円} + 1,127,400 \text{ 円} = 5,305,200 \text{ 円} \dots \text{申告書㉒}$$

計算表1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内 容		金 額
課税売上げ	通常の課税売上げ、役員へ贈与及び低額譲渡	① 114,814,814 円
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例適用の課税売上げ	②
	免税売上げ（輸出取引等）	③
	非課税売上げ	④ 51,500,000
	国外における資産の譲渡等の対価の額	⑤
	資産の譲渡等の対価の額の合計額	⑥ (計算表3①、計算表4①) 166,314,814

- (注) 1 各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。
- 2 各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を記入してください。
- 3 非課税売上げについては、譲渡の対価の額をそのまま記入してください（課税売上割合を計算する場合とは異なります。）。
- 4 ②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）附則第2条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します。

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳表

内 容	資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち特定収入		Aのうち課税仕入 れ等にもみ用途が 特定されている金 額(「課税仕入れ等 に係る特定収入」)	A-Bの金額(「課 税仕入れ等に係る 特定収入以外の特 定収入」)
		A	B	B	C
租 税 ①	円	円	円	円	円
補助金・交付金等 ②	45,000,000	35,000,000	35,000,000		
他会計からの繰入金 ③					
寄 附 金 ④	3,000,000	3,000,000			3,000,000
出資に対する配当金 ⑤	1,000,000	1,000,000			1,000,000
保 険 金 ⑥	2,500,000	2,500,000			2,500,000
損 害 賠 償 金 ⑦					
会 費 ・ 入 会 金 ⑧					
喜 捨 金 ⑨					
債 務 免 除 益 ⑩					
借 入 金 ⑪					
出 資 の 受 入 れ ⑫					
貸 付 回 収 金 ⑬					
	⑭				
	⑮				
	⑯				
合 計 ⑰	51,500,000	計算表3② 41,500,000	計算表5(1)②,(3)② 35,000,000	計算表4② 6,500,000	

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書（個別対応方式用）

(2) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入、課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入の内訳書

※ この表は課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合のみ使用

内 容		課税仕入れ等に係る特定収入 (計算表2(1)のB欄の金額) D	Dの金額のうち	
			課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入 E	課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入 F
租 税	①	円	円	円
補助金・交付金等	②	35,000,000	20,000,000	15,000,000
他会計からの繰入金	③			
寄 附 金	④			
出資に対する配当金	⑤			
保 険 金	⑥			
損 害 賠 償 金	⑦			
会 費 ・ 入 会 金	⑧			
喜 捨 金	⑨			
債 務 免 除 益	⑩			
借 入 金	⑪			
出 資 の 受 入 れ	⑫			
貸 付 回 収 金	⑬			
	⑭			
	⑮			
	⑯			
合 計	⑰	35,000,000	計算表5(2)② 20,000,000	計算表5(2)④ 15,000,000

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥）	①	166,314,814 ^円
特定収入の合計額（計算表2(1)⑰のA）	②	41,500,000
分母の額（①+②）	③	207,814,814
特定収入割合（②÷③）	④	20.0%

注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。

○ 特定収入割合が

- ・ 5%を超える場合⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き【計算表4、5】の作成を行います。
- ・ 5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入れ税額として申告書の作成を行います。

計算表4 調整割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥）	①	166,314,814 ^円
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入 （計算表2(1)⑰のC）	②	6,500,000
分母の額（①+②）	③	172,814,814
調整割合 $\left\{ \begin{array}{l} \text{②の金額} \\ \text{③の金額} \end{array} \right\}$	④	$\frac{6,500,000}{172,814,814}$

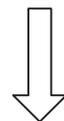
→ $\left\{ \begin{array}{l} \text{計算表5(1)⑤} \\ \text{計算表5(2)⑩} \\ \text{計算表5(3)⑦} \end{array} \right\}$

計算表 5 調整後税額の計算表

(2) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合

内 容		金 額 等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	4,153,938 ^円
課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入 (計算表 2(2)⑰の E)	②	20,000,000
② × $\frac{6.3}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	③	1,166,666
課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入 (計算表 2(2)⑰の F)	④	15,000,000
④ × $\frac{6.3}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	⑤	874,999
課税売上割合 (準ずる割合の承認を受けている場合はその割合)	⑥	$\frac{114,814,814}{166,314,814}$
⑤ × ⑥ (1円未満の端数切捨て)	⑦	604,052
③ + ⑦	⑧	1,770,718
① - ⑧	⑨	2,383,220
調整割合 (計算表 4 ④)	⑩	$\frac{6,500,000}{172,814,814}$
⑨ × ⑩ (1円未満の端数切捨て)	⑪	89,638
特定収入に係る課税仕入れ等の税額 (⑧ + ⑪)	⑫	1,860,356
控除対象仕入税額 (① - ⑫)	⑬	2,293,582

注 ⑨、⑪、⑫、⑬欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。



⑬欄の金額が

プラス (+) の場合 申告書付表 2 の⑫欄及び申告書 (一般用) の④欄 (控除対象仕入税額) へ転記します。

マイナス (-) の場合 申告書付表 2 の⑬欄及び申告書 (一般用) の③欄 (控除過大調整税額) の金額に加算します。

第27-(1)号様式

令和元年 5月31日 ○○ 税務署長殿

納税地 ○○区○○3-1-1
(フリガナ) コウエキザイダンハウジン マルマルキョウカイ
電話番号 03-0000-0000

法人名 公益財団法人○○協会

法人番号 1000003000020000
(フリガナ) ザイダン イチロウ

代表者氏名 財団 一郎

※ 一連番号

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印

指導年月日 相談区分1 区分2 区分3

法人用 平成二十七年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月 31日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中簡申告 自 平成 年 月 日

の場合の

対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十兆	千	百	十億	千	百	十	万	千	百	十	円
課税標準額	①				1	1	4	8	1	4	0	0	0
消費税額	②				7	2	3	3	2	8	2		
控除過大調整税額	③												
控除対象仕入税額	④				2	2	9	3	5	8	2		
返還等対価に係る税額	⑤												
貸倒れに係る税額	⑥												
控除税額小計	⑦				2	2	9	3	5	8	2		
控除不足還付税額	⑧												
差引税額	⑨				4	9	3	9	7	0	0		
中間納付税額	⑩				7	6	1	9	0	0			
納付税額	⑪				4	1	7	7	8	0	0		
中間納付還付税額	⑫									0	0		
この申告書が修正申告である場合	⑬												
差引納付税額	⑭									0	0		
課税売上割	⑮				1	1	4	8	1	4	8	1	4
課税資産の譲渡等の対価の額	⑯				1	6	6	3	1	4	8	1	4
この申告書による地方消費税の税額の計算													
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰												
差引税額	⑱				4	9	3	9	7	0	0		
還付額	⑲												
納税額	⑳				1	3	3	2	9	0	0		
中間納付譲渡割額	㉑				2	0	5	5	0	0			
納付譲渡割額	㉒				1	1	2	7	4	0	0		
中間納付還付譲渡割額	㉓									0	0		
この申告書が修正申告である場合	㉔												
差引納付譲渡割額	㉕									0	0		
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖				5	3	0	5	2	0	0		

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応式			41
		<input type="checkbox"/>	一括配分方式			
	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除			
①及び②の内訳	特定課税仕入れに係る別表の提出有	<input type="checkbox"/>	基準期間の課税売上高	109,523千円		
	区分	課税標準額	消費税額			
	3%分	千円	円			
	4%分	千円	円			
⑦又は⑧の内訳	6.3%分	114,814千円	7,233,282円			
	4%分		円			
⑦又は⑧の内訳	6.3%分		4,939,700円			
還す付るを金受付け機開と等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
※税務署整理欄						
税理士	公益 太郎					
署名押印	(電話番号) 03-0000-0000					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉖ = (㉑ + ㉒) - (㉓ + ㉔ + ㉕)・修正申告の場合㉖ = ㉑ + ㉒
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	30・4・1～31・3・31	氏名又は名称	公益財団法人 〇〇協会
項 目		金 額			
	課税売上額(税抜き)	①	114,814,814	円	
	免税売上額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	114,814,814	※申告書の⑮欄へ	
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	114,814,814		
	非課税売上額	⑥	51,500,000		
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	166,314,814	※申告書の⑯欄へ	
	課税売上割合(④/⑦)		[69.0 %]	※端数切捨て	
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	85,000,000	※注2参照	
	課税仕入れに係る消費税額(⑧×6.3/108)	⑨	4,958,333	※注3参照	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩		※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください	
	特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)	⑪		※注3参照	
	課税貨物に係る消費税額	⑫			
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑬			
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑫±⑬)	⑭	4,958,333		
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額)	⑮			
課税売上高が5億円超又は95%未満の場合	個別対応方式	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯	2,945,833	
		⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑰	1,749,999	
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額〔⑯+(⑰×④/⑦)〕	⑱	4,153,938	
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額(⑭×④/⑦)	⑲		
控除の税調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑳			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑			
差引	控除対象仕入税額 〔(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑〕がプラスの時	㉒	2,293,582	※申告書の④欄へ	
	控除過大調整税額 〔(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑〕がマイナスの時	㉓		※申告書の③欄へ	
	貸倒回収に係る消費税額	㉔		※申告書の③欄へ	

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑪欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right)$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額⑪} = \left(\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right) - \left(\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right)$$

4 ⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

5 ㉒欄と㉓欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

(平成27.10.1以後終了課税期間用)

2 一括比例配分方式を採用している場合

(1) 課税標準額

個別対応方式を採用している場合と同様です（P34(1)参照）。

114,814,000 円・・・申告書①

(2) 課税標準額に対する消費税額

個別対応方式を採用している場合と同様です（P34(2)参照）。

7,233,282 円・・・申告書②

(3) 調整前の仕入控除税額の計算

調整前の仕入控除税額(特定収入に係る調整計算を行う前の課税仕入れ等の税額)を計算します(付表2、計算表1を使用します。)

- 一括比例配分方式を採用した場合の調整前の仕入控除税額
調整前の仕入控除税額 = 課税仕入れ等の税額 × 課税売上割合

イ 課税売上割合

$$\frac{114,814,814\text{円}}{114,814,814\text{円} + 51,500,000\text{円}} = \frac{114,814,814\text{円}}{166,314,814\text{円}} = 69.03\dots\%$$

※ 計算内訳については、個別対応方式（P34）参照。

ロ 調整前の仕入控除税額

① 課税仕入れに係る消費税額

$$85,000,000\text{円}（付表2⑧） \times \frac{6.3}{108} = 4,958,333\text{円} \dots \text{付表2⑨}$$

② 一括比例配分方式による仕入控除税額

①の金額 × 課税売上割合

$$4,958,333\text{円} \times \frac{114,814,814\text{円}}{166,314,814\text{円}} = 3,422,966\text{円}$$

・・・付表2⑩、計算表5(3)①

(4) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）の計算

イ 資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します（計算表 2 を使用します。）

個別対応方式を採用している場合と同様です（P 35(4)参照）。

ロ 特定収入割合の計算（計算表 3 を使用します。）

特定収入割合の計算を行い、特定収入に係る調整計算の要否を判定します（P 4 参照）。

$$\begin{aligned}\text{特定収入割合} &= \frac{41,500,000\text{円 (計算表 2 (1)⑰ A)}}{114,814,814\text{円} + 51,500,000\text{円} + 41,500,000\text{円}} \\ &= 19.96\% \dots \text{計算表 3 ④}\end{aligned}$$

➡ 特定収入割合が 5 % を超えているため、特定収入に係る調整計算を行う必要があります。

ハ 調整後税額の計算（計算表 4、5 を使用します。）

① 課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（課税仕入れに係る特定収入）に係る税額

$$35,000,000\text{円 (計算表 5 (3)②)} \times \frac{6.3}{108} \times \frac{114,814,814\text{円}}{166,314,814\text{円}} = 1,409,456\text{円}$$

・・・計算表 5 (3)⑤

② 課税仕入れに係る特定収入以外の収入（使途不特定の特定収入）に係る税額

$$\begin{aligned}\text{調整割合} &= \frac{6,500,000\text{円 (計算表 2 (1)⑰ C)}}{114,814,814\text{円} + 51,500,000\text{円} + 6,500,000\text{円}} \\ &= \frac{6,500,000\text{円}}{172,814,814\text{円}} \dots \text{計算表 4 ④}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}(\text{調整前の仕入控除税額}) \quad (\text{ハ①の金額}) & \quad (\text{調整割合}) \\ (3,422,966\text{円} - 1,409,456\text{円}) \times \frac{6,500,000\text{円}}{172,814,814\text{円}} &= 75,733\text{円} \\ & \dots \text{計算表 5 (3)⑧}\end{aligned}$$

③ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）

$$1,409,456\text{円} + 75,733\text{円} = 1,485,189\text{円} \dots \text{計算表 5 (3)⑨}$$

④ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

$$\begin{aligned}(\text{調整前の税額}) \quad (\text{調整税額}) \\ \text{控除対象仕入税額} &= 3,422,966\text{円} - 1,485,189\text{円} = 1,937,777\text{円} \\ & \dots \text{計算表 5 (3)⑩、} \\ & \text{付表 2 ⑳、申告書④}\end{aligned}$$

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

$$\begin{aligned} & \text{(課税標準額に対する消費税額)} - \text{(控除対象仕入税額)} \\ & = 7,233,282 \text{ 円} - 1,937,777 \text{ 円} = 5,295,505 \text{ 円} \\ & \rightarrow 5,295,500 \text{ 円} \cdots \text{申告書⑨} \\ & \quad \text{(100 円未満切捨て)} \end{aligned}$$

ロ 納付税額

$$\begin{aligned} & \text{(差引税額)} \quad \text{(中間納付税額)} \\ & 5,295,500 \text{ 円} - 761,900 \text{ 円} = 4,533,600 \text{ 円} \cdots \text{申告書⑪} \end{aligned}$$

ハ 地方消費税（譲渡割額）の納税額

$$\begin{aligned} & \text{(消費税の差引税額)} \\ & 5,295,500 \text{ 円} \times \frac{17}{63} = 1,428,944 \text{ 円} \\ & \rightarrow 1,428,900 \text{ 円} \cdots \text{申告書⑫} \\ & \quad \text{(100 円未満切捨て)} \end{aligned}$$

ニ 地方消費税の納付譲渡割額

$$\begin{aligned} & \text{(譲渡割額納税額)} \quad \text{(中間納付税額)} \\ & 1,428,900 \text{ 円} - 205,500 \text{ 円} = 1,223,400 \text{ 円} \cdots \text{申告書⑬} \end{aligned}$$

ホ 消費税及び地方消費税の合計額

$$4,533,600 \text{ 円} + 1,223,400 \text{ 円} = 5,757,000 \text{ 円} \cdots \text{申告書⑭}$$

計算表1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内 容		金 額
課税売上げ	通常の課税売上げ、役員へ贈与及び低額譲渡	① 114,814,814 円
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例適用の課税売上げ	②
	免税売上げ（輸出取引等）	③
	非課税売上げ	④ 51,500,000
	国外における資産の譲渡等の対価の額	⑤
	資産の譲渡等の対価の額の合計額	⑥ (計算表3①、計算表4①) 166,314,814

- (注) 1 各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。
- 2 各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を記入してください。
- 3 非課税売上げについては、譲渡の対価の額をそのまま記入してください（課税売上割合を計算する場合とは異なります。）。
- 4 ②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）附則第2条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します。

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳表

内 容		資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち特定収入		A-Bの金額(「課 税仕入れ等に 係る特定収入 以外の特 定収入」)
			A	B	
租 税	①	円	円	円	円
補助金・交付金等	②	45,000,000	35,000,000	35,000,000	
他会計からの繰入金	③				
寄 附 金	④	3,000,000	3,000,000		3,000,000
出資に対する配当金	⑤	1,000,000	1,000,000		1,000,000
保 険 金	⑥	2,500,000	2,500,000		2,500,000
損 害 賠 償 金	⑦				
会 費 ・ 入 会 金	⑧				
喜 捨 金	⑨				
債 務 免 除 益	⑩				
借 入 金	⑪				
出 資 の 受 入 れ	⑫				
貸 付 回 収 金	⑬				
	⑭				
	⑮				
	⑯				
合 計	⑰	51,500,000	計算表3② 41,500,000	計算表5(1)②,(3)② 35,000,000	計算表4② 6,500,000

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額 (計算表1⑥)	①	166,314,814 円
特定収入の合計額 (計算表2(1)⑰のA)	②	41,500,000
分母の額 (①+②)	③	207,814,814
特定収入割合 (②÷③)	④	20.0%

注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。

<p>○ 特定収入割合が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5%を超える場合⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き【計算表4、5】の作成を行います。 ・ 5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入れ税額として申告書の作成を行います。

計算表4 調整割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額 (計算表1⑥)	①	166,314,814 円
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入 (計算表2(1)⑰のC)	②	6,500,000
分母の額 (①+②)	③	172,814,814
調整割合 $\left\{ \begin{array}{l} \text{②の金額} \\ \text{③の金額} \end{array} \right\}$	④	$\frac{6,500,000}{172,814,814}$

計算表5(1)⑤
 計算表5(2)⑩
 計算表5(3)⑦

計算表 5 調整後税額の計算表

(3) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合

内 容		金 額 等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	3,422,966 ^円
課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入（「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)⑰のB）	②	35,000,000
② × $\frac{6.3}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③	2,041,666
課税売上割合	④	$\frac{114,814,814}{166,314,814}$
③ × ④（1円未満の端数切捨て）	⑤	1,409,456
① - ⑤	⑥	2,013,510
調整割合（計算表4④）	⑦	$\frac{6,500,000}{172,814,814}$
⑥ × ⑦（1円未満の端数切捨て）	⑧	75,733
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑤+⑧）	⑨	1,485,189
控除対象仕入税額（①-⑨）	⑩	1,937,777

注 ⑥、⑧、⑨、⑩欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。



⑩欄の金額が

プラス（+）の場合 申告書付表2の⑳欄及び申告書（一般用）の④欄（控除対象仕入税額）へ転記します。

マイナス（-）の場合 申告書付表2の㉑欄及び申告書（一般用）の③欄（控除過大調整税額）の金額に加算します。

令和元年 5月31日 ○○ 税務署長殿

納税地 ○○区○○3-1-1
(フリガナ) コウエキザイダンホウジン マルマルキョウカイ
電話番号 03-0000-0000

法人名 公益財団法人○○協会

法人番号 1000003000020000

(フリガナ) ザイダン イチロウ
代表者氏名 財団 一郎

一連番号

翌年以降送付不要

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印

指導年月日 相談区分1 区分2 区分3

法人用

平成二十七年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日)

の場合の

対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
課税標準額	①						1	1	4	8	1	4	0	0	0	03
消費税額	②						7	2	3	3	2	8	2			06
控除過大調整税額	③															07
控除	④						1	9	3	7	7	7	7			08
返還等対価に係る税額	⑤															09
貸倒れに係る税額	⑥															10
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦						1	9	3	7	7	7				10
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧															13
差引税額(②+③-⑦)	⑨						5	2	9	5	5	0	0			15
中間納付税額	⑩						7	6	1	9	0	0				16
納付税額(⑨-⑩)	⑪						4	5	3	3	6	0	0			17
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫														00	18
この申告書が修正申告である場合	⑬															19
既確定税額	⑭														00	20
課税売上	⑮						1	1	4	8	1	4	8	1	4	21
課税資産の譲渡等の対価の額	⑯						1	6	6	3	1	4	8	1	4	22
この申告書による地方消費税の税額の計算																
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰															51
差引税額	⑱						5	2	9	5	5	0	0			52
還付額	⑲															53
納税額	⑳						1	4	2	8	9	0	0			54
中間納付譲渡割額	㉑						2	0	5	5	0	0				55
納付譲渡割額(⑳-㉑)	㉒						1	2	2	3	4	0	0			56
中間納付還付譲渡割額(㉑-㉒)	㉓														00	57
この申告書が修正申告である場合	㉔															58
既確定譲渡割額	㉕														00	59
差引納付譲渡割額	㉖														00	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉗						5	7	5	7	0	0	0			60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応方式	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式	41
	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除			
特定課税仕入れに係る別表の提出有	<input type="checkbox"/>	基準期間の課税売上高	109,523	千円		
①及び②の内訳	区分	課税標準額	消費税額			
	3%	千円	円			
	4%	千円	円			
	6.3%	114,814	7,233,282	千円	円	
⑬又は⑱の内訳	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額				
	4%		円			
	6.3%	5,295,500	円			
還付金を受ける金融機関等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
※税務署整理欄						
税理士署名押印	公益 太郎	(電話番号 03-0000-0000)				
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉖ = (㉑ + ㉒) - (㉓ + ㉔ + ㉕ + ㉖)・修正申告の場合㉖ = ㉑ + ㉒
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	30・4・1～31・3・31	氏名又は名称	公益財団法人 〇〇協会
項 目		金 額			
	課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	114,814,814		円
	免 税 売 上 額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	114,814,814		※申告書の⑬欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	114,814,814		
	非 課 税 売 上 額	⑥	51,500,000		
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	166,314,814		※申告書の⑯欄へ
	課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)		[69.0 %]		※端数切捨
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	85,000,000		※注2参照
	課税仕入れに係る消費税額(⑧×6.3/108)	⑨	4,958,333		※注3参照
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩			※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください
	特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)	⑪			※注3参照
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑫			
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑬			
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑫±⑬)	⑭	4,958,333		
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額)	⑮			
課 税 売 上 高 が 5 億 円 超 え る 場 合	課 税 売 上 割 合 が 95% 未 満 の 場 合	個別 対 応 方 式	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯	
		一括 比 例 配 分 方 式	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑰	
			個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [⑯+(⑰×④/⑦)]	⑱	
			一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑯×④/⑦)	⑲	3,422,966
控 除 の 税 調 整 額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑳			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑			
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑]がプラスの時	㉒	1,937,777		※申告書の④欄へ
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±㉒±㉑]がマイナスの時	㉓			※申告書の③欄へ
	貸倒回収に係る消費税額	㉔			※申告書の③欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑪欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left[\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right] - \left[\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right]$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額⑪} = \left[\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right] - \left[\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right]$$

4 ⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

5 ㉒欄と㉓欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

(平成27.10.1以後終了課税期間用)

参 考 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表1～5

※ 旧税率(4%)及び新税率(6.3%)を適用した取引がある場合の計算表は国税庁ホームページに掲載しています。

計算表1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内 容			金 額
課税売上げ	通常の課税売上げ、役員へ贈与及び低額譲渡	①	円
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例適用の課税売上げ	②	
免税売上げ（輸出取引等）		③	
非課税売上げ		④	
国外における資産の譲渡等の対価の額		⑤	
資産の譲渡等の対価の額の合計額		⑥	(計算表3①、計算表4①)

- (注) 1 各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。
- 2 各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を記入してください。
- 3 非課税売上げについては、譲渡の対価の額をそのまま記入してください（課税売上割合を計算する場合とは異なります。）。
- 4 ②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）附則第2条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します。

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳表

内 容		資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち特定収入		A-Bの金額(「課 税仕入れ等に係 る特定収入以外 の特定収入」)
			A	B	
租 税	①	円	円	円	円
補助金・交付金等	②				
他会計からの繰入金	③				
寄 附 金	④				
出資に対する配当金	⑤				
保 険 金	⑥				
損 害 賠 償 金	⑦				
会 費 ・ 入 会 金	⑧				
喜 捨 金	⑨				
債 務 免 除 益	⑩				
借 入 金	⑪				
出 資 の 受 入 れ	⑫				
貸 付 回 収 金	⑬				
	⑭				
	⑮				
	⑯				
合 計	⑰		計算表3②	計算表5(1)②, (3)②	計算表4②

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表 2 特定収入の金額及びその内訳書（個別対応方式用）

(2) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入、課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入の内訳書

※ この表は課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合のみ使用

内 容	課税仕入れ等に係る特定収入 (計算表 2(1)の B 欄の金額)	D の金額のうち	
		課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入 E	課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入 F
	D	E	F
租 税 ①	円	円	円
補助金・交付金等 ②			
他会計からの繰入金 ③			
寄 附 金 ④			
出資に対する配当金 ⑤			
保 険 金 ⑥			
損 害 賠 償 金 ⑦			
会 費 ・ 入 会 金 ⑧			
喜 捨 金 ⑨			
債 務 免 除 益 ⑩			
借 入 金 ⑪			
出 資 の 受 入 れ ⑫			
貸 付 回 収 金 ⑬			
	⑭		
	⑮		
	⑯		
合 計 ⑰		計算表 5(2)②	計算表 5(2)④

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥）	①	円
特定収入の合計額（計算表2(1)⑰のA）	②	
分母の額（①+②）	③	
特定収入割合（②÷③）	④	%

注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。

<p>○ 特定収入割合が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5%を超える場合 ⇨ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き【計算表4、5】の作成を行います。 ・ 5%以下の場合 ⇨ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表4 調整割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥）	①	円
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入 （計算表2(1)⑰のC）	②	
分母の額（①+②）	③	
調整割合 $\left\{ \begin{array}{l} \frac{\text{②の金額}}{\text{③の金額}} \end{array} \right\}$	④	

計算表5(1)⑤
 計算表5(2)⑩
 計算表5(3)⑦

計算表 5 調整後税額の計算表

(1) 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

内 容		金 額 等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円
課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入（「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)⑰のB）	②	
② × $\frac{6.3}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③	
① - ③	④	
調整割合（計算表4④）	⑤	
④ × ⑤（1円未満の端数切捨て）	⑥	
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（③ + ⑥）	⑦	
控除対象仕入税額（① - ⑦）	⑧	

注 ④、⑥、⑦、⑧欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。



⑧欄の金額が

プラス（+）の場合 申告書付表2の⑳欄及び申告書（一般用）の④欄（控除対象仕入税額）へ転記します。

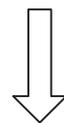
マイナス（-）の場合 申告書付表2の㉑欄及び申告書（一般用）の③欄（控除過大調整税額）の金額に加算します。

計算表5 調整後税額の計算表

(2) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合

内 容		金 額 等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円
課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑰のE）	②	
$② \times \frac{6.3}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③	
課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑰のF）	④	
$④ \times \frac{6.3}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	⑤	
課税売上割合（準ずる割合の承認を受けている場合はその割合）	⑥	
$⑤ \times ⑥$ （1円未満の端数切捨て）	⑦	
$③ + ⑦$	⑧	
$① - ⑧$	⑨	
調整割合（計算表4④）	⑩	
$⑨ \times ⑩$ （1円未満の端数切捨て）	⑪	
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑧+⑪）	⑫	
控除対象仕入税額（①-⑫）	⑬	

注 ⑨、⑪、⑫、⑬欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。



⑬欄の金額が

プラス（+）の場合 申告書付表2の⑳欄及び申告書（一般用）の④欄（控除対象仕入税額）へ転記します。

マイナス（-）の場合 申告書付表2の㉑欄及び申告書（一般用）の③欄（控除過大調整税額）の金額に加算します。

計算表 5 調整後税額の計算表

(3) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合

内 容		金 額 等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円
課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入（「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表 2 (1)⑰の B）	②	
$② \times \frac{6.3}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③	
課税売上割合	④	
$③ \times ④$ （1円未満の端数切捨て）	⑤	
① - ⑤	⑥	
調整割合（計算表 4 ④）	⑦	
$⑥ \times ⑦$ （1円未満の端数切捨て）	⑧	
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑤+⑧）	⑨	
控除対象仕入税額（①-⑨）	⑩	

注 ⑥、⑧、⑨、⑩欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。



⑩欄の金額が

プラス（+）の場合 申告書付表 2 の⑳欄及び申告書（一般用）の④欄（控除対象仕入税額）へ転記します。

マイナス（-）の場合 申告書付表 2 の㉑欄及び申告書（一般用）の③欄（控除過大調整税額）の金額に加算します。

《参考①》消費税率等の引上げに関する経過措置等について

1 消費税率等の引上げについて

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

なお、同日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（8%）が適用されることとなります。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「消費税率等の引上げについて（令和元年10月1日～）」に掲載している各種パンフレット等をご覧ください。

区分	適用時期 令和元年 9月30日まで	令和元年10月1日から	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	10.0%	8.0%

2 国、地方公共団体、公共・公益法人等に適用される経過措置

(1) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置

国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例（P3参照）の適用を受ける国、地方公共団体等が、令和元年10月1日以前に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れにつき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき（課税仕入れの費用の支払をすべき）会計年度の末日が同日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等及び課税仕入れに適用する消費税率については、旧税率（6.3%）を適用することとなります。

(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例に関する経過措置

令和元年10月1日以後に受け入れる特定収入に係る仕入控除税額の調整計算については、原則として新税率（7.8%）（軽減税率が適用される課税仕入れ等に係る支出のために充てられるものについては、軽減税率（6.24%））により調整計算を行うこととなりますが、同日前に受け入れた特定収入及び同日以後に受け入れる特定収入のうち法令若しくは交付要綱等において、旧税率（6.3%）が適用される課税仕入れ等に係る支出等のために充てられることが明らかにされているものについては、旧税率（6.3%）により調整計算を行うこととなります。

なお、平成26年4月1日以前に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等が令和元年10月1日以後に交付される場合は、消費税率4%により、調整計算を行うこととなります（P22参照）。

3 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算方法（令和元年10月1日～）

令和元年10月1日以後に終了する課税期間における特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算方法（課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合（P12の計算方法））は、以下のとおりとなります。

旧税率（6.3%）対応の特定収入がない場合	旧税率（6.3%）対応の特定収入がある場合
特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = ①+②+③	特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = ①+②+③+④
① 特定収入のうち標準税率適用課税仕入れ にのみ用途が特定されている部分の金額 × $\frac{7.8}{110}$	① 特定収入のうち標準税率適用課税仕入れ にのみ用途が特定されている部分の金額 × $\frac{7.8}{110}$
② 特定収入のうち軽減税率適用課税仕入れ にのみ用途が特定されている部分の金額 × $\frac{6.24}{108}$	② 特定収入のうち軽減税率適用課税仕入れ にのみ用途が特定されている部分の金額 × $\frac{6.24}{108}$
③ (調整前の仕入控除税額 - [①+②の金額]) × 調整割合	③ 特定収入のうち旧税率適用課税仕入れに のみ用途が特定されている部分の金額 × $\frac{6.3}{108}$
	④ (調整前の仕入控除税額 - [①+②+③の金額]) × 調整割合

令和元年10月1日以後に終了する課税期間における国、地方公共団体等の仕入控除税額の計算の特例の適用がある場合の計算方法等の詳細及び「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表」については、後日国税庁ホームページへ掲載予定です。

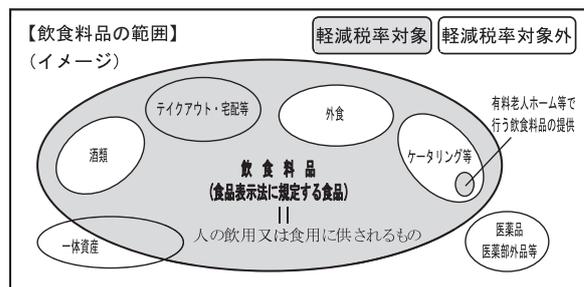
《参考②》 消費税の軽減税率制度の実施について

1 軽減税率の対象品目

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

- ① 酒類・外食を除く飲食料品
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

※ 軽減税率の対象となる飲食料品は、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、外食やケータリング等は軽減税率の対象となりませんが、有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供は軽減税率の対象とされています。

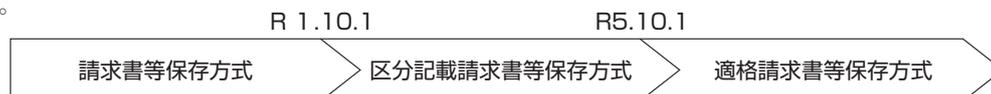


2 帳簿及び請求書等の保存

(1) 複数税率に対応した経理及び仕入税額控除制度

軽減税率制度の実施に伴い、消費税の税率が標準税率と軽減税率の複数税率になりますので、事業者は、消費税の申告を行うために、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）が必要です。

また、仕入税額控除には、帳簿及び請求書等の保存が必要ですが、令和元年10月1日以降の仕入税額控除の方式は、以下のとおりとなります。



(2) 区分記載請求書等保存方式（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、その仕入れが軽減税率の対象となる資産の譲渡等に係るものか、それ以外のものかの区分を明確にするための記載事項が追加された帳簿及び請求書等（区分記載請求書）の保存が、仕入税額控除の要件となります。

これに伴い、国・地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業についても「区分記載請求書」への対応が必要となります。

(3) 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（令和5年10月1日～）

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が、仕入税額控除の要件となります。

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

国・地方公共団体においても、課税資産の譲渡等を行った相手方から「適格請求書」の交付を求められることがあるため、必要に応じ、一般会計又は特別会計ごと^{*}に「適格請求書発行事業者」の登録を要することとなります。

※ 特別会計が複数ある場合には、個々の特別会計ごとに登録が必要です。

3 税額計算

軽減税率制度実施後は、課税売上げや課税仕入れ等を税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除するといった消費税額の計算方法は、制度実施前と変わりません。

なお、課税売上げや課税仕入れ等を税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対しては、一定期間、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

- 軽減税率制度、適格請求書等保存方式に関する詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。特設サイトでは、軽減税率制度等に関する各種パンフレット・軽減税率制度等に関するQ&Aなどを掲載しています。
- 軽減税率制度等に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税

索引

あ行

預り金	6
一部事務組合	20
一括比例配分方式	11, 13, 44
一般会計	1, 2

か行

会計単位	2, 20
会費	4, 6
貸付回収金	6
課税仕入れ等に係る特定収入	6, 12, 13
課税仕入れ等の時期	3
課税事業者の選択	2
借入金等	6, 7
借入金等返済のための補助金	7, 16, 22
借換債	17
還付金	6, 19
管理組合法人	1
起債の償還元金に充てる補助金	16
喜捨金	6
寄附金	4, 6, 10
繰上充用	18
繰越金	17
繰越明許費	18
軽減税率制度	61
公営企業	8, 9
交付要綱等	8
個別対応方式	11, 13, 33

さ行

仕入控除税額の計算の原則	4
仕入控除税額の計算の特例	4
資産の譲渡等の時期の原則	3
資産の譲渡等の時期の特例	3
用途の特定	8
用途不特定の特定収入	6, 12
用途を明らかにした文書	8, 10
資本的取引	9
収益事業	20
出資金	6

消費税法別表第三に掲げる法人	1
所属会計年度	3
人格のない社団等	1
人件費補助金	6, 19
申告期限	14
出納整理期間	3
政党又は政治団体	1
租税	4, 6
損益的取引	9

た行

地縁による団体	1
地方公営企業	9, 14
調整前の仕入控除税額	11
調整割合	12
帳簿の記載事項	15
帳簿の保存	15
貯金	6
特定支出	6
特定収入	4, 6
特定収入に係る課税仕入れ等の税額	11
特定収入割合	4
特定非営利活動法人	1
特別会計	1, 2

な行

納税義務の免除	2
納付期限	14

は行

非収益事業	20
返還金	6
防災街区整備事業組合	1
補助金	4, 6

ま行

マンション敷地売却組合	1
マンション建替組合	1
免税期間における起債	16
免税事業者	2, 16, 17

や行

預金	6
----	---